令和6年財務監査(定期監査)等結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和6年に実施した財務 監査(定期監査)及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査(定期監 査)及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関す る報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づい て監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報 告を、同条第9項及び第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。 ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については 監査委員加藤元弥及び監査委員青山圭一を、監査事務局については監査委員村 上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同 法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会 に提出するとともに公表する。

令和6年10月9日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	古	JII	知 惠	子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	書	111	丰	_

目次

第	1	監査の種類····································	1
第2	2	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	財務監査 (定期監査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	2	行政監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第(3	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	4	監査実施箇所数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第5	5	監査実施期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
第6	6	監査の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	財務監査 (定期監査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	2	行政監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	7	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1	監査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 本庁機関及び出先機関別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2) 局等別内訳·····	4
4	2	不適切事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 特記すべき事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2	複数の機関で認められた事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
ć	3	要改善事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(2	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	35
2	1	箇所別の監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(2	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97

第1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は544か所で、その内訳は本庁機関195か所、出先機関349か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査(甲)238か所、監査(乙)306か所(うち書面調査158か所)である。

なお、出先機関349か所のうち、令和6年4月24日までに結果を取りまとめた85か所については、監査の結果に関する報告を、令和6年7月9日に議会、知事等に提出するとともに、同日付けで公表しており、本報告書では「既報告」と表記している。

				実 施	箇 所	
区	分	対象箇所	監査 (甲)	監査	(乙)	計
					うち書面	口
		か所	か所	か所	か所	か所
本 庁 機	関	195	183	12	0	195
出 先 機	関	349	55	294	(158)	349
重点所	属	17	17	0	0	17
大規模所	「属	12	5	7	0	12
中規模所	「属	63	20	43	0	63
小規模所	Í 属	7	1	6	0	7
業務定型的	折属	250	12	238	(158)	250
計		544	238	306	(158)	544

- (注) 1 監査(甲)は監査委員による実地調査、監査(乙)は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属)を実施している。
 - 2 出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとなどのサイクルで監査(甲)を実施することとしている。

第5 監査実施期間

令和6年1月18日から同年10月8日まで

出先機関: 令和6年1月18日から同年10月8日まで

(職員調査は、令和5年12月1日から令和6年7月8日まで実施)

本庁機関: 令和6年7月19日から同年10月8日まで

(職員調査は、令和6年5月14日から同年8月9日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査 (定期監査)

令和5年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が257件認められ、その内訳は、不適切事項249件(うち既報告27件)、要改善事項8件(うち既報告1件)である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の 措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した257件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

令和6年監査 令和5年監査				監査	比 較 増 減				
指摘事項区分	本庁 機関	出先 機関	計	本庁 機関	出先 機関	計	本庁 機関	出先 機関	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
不適切事項	79	170	249	62	181	243	17	△ 11	6
要改善事項	2	6	8	5	4	9	△ 3	2	△ 1
計	81	176	257	67	185	252	14	△ 9	5

(2) 局等別内訳

指摘した257件の局等別の内訳は次のとおりである。

	 	指摘事	事項が		内	訳	
局 等	実 施	認められ	ルた箇所	不適均	刀事 項	要改善	善事 項
	箇 所 数	箇所数	件 数	箇所数	件 数	箇所数	件 数
	か所	か所	件	か所	件	か所	件
政 策 局	20 (8)	7	21	7	20	1	1
総務局	25 (14)	8	11	8	11	0	0
くらし安全防災局	8 (3)	3	6	3	6	0	0
文化スポーツ観光局	7 (2)	2	4	2	4	0	0
環境農政局	28 (16)	17	35	17	33	2	2
福祉子どもみらい局	25 (14)	11	22	11	21	1	1
健康医療局	27 (17)	14	19	14	19	0	0
産業労働局	19 (11)	7	12	7	11	1	1
県土整備局	36 (15)	10	23	10	21	2	2
会 計 局	3 (0)	1	1	1	1	0	0
企 業 庁	28 (17)	5	6	4	5	1	1
議会局	4 (0)	1	2	1	2	0	0
教育委員会	193 (178)	52	84	52	84	0	0
各委員会等	9 (0)	0	0	0	0	0	0
公安委員会	112 (54)	11	11	11	11	0	0
計	544 (349)	149	257	148	249	8	8

- (注) 1 実施箇所数の()は、出先機関数で内数である。
 - 2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。
 - 3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合がある。

2 不適切事項

不適切事項は249件で、令和5年監査に比べて6件増加し、2年ぶりの増加となっている。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が6件増加し90件と5年連続で最も件数が多くなったほか、支出の項目は2件減少したものの、2番目に多い50件となっている。

		令和 6	年監査	令和 5	年監査	件 数	対前年
	項目	件数	構成率	件数	構成率	比 較 増 減	比 率
		件	%	件	%	件	%
財	片務 監 査	239	96.0	236	97. 1	3	101.3
	予算執行	34	13. 7	21	8.6	13	161. 9
	収 入	12	4.8	13	5. 3	△ 1	92. 3
	支 出	50	20. 1	52	21.4	\triangle 2	96. 2
	会計事務処理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	契 約	90	36. 1	84	34.6	6	107. 1
	課税徴収	1	0.4	0	0.0	1	皆増
	工事	7	2.8	5	2. 1	2	140.0
	補 助 金	1	0.4	0	0.0	1	皆増
	現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	財 産	34	13. 7	48	19.8	△ 14	70.8
	庶 務	2	0.8	1	0.4	1	200.0
	その他	8	3. 2	12	4.9	\triangle 4	66. 7
行	政監査	10	4. 0	7	2.9	3	142.9
	事務事業	6	2.4	6	2.5	0	100.0
	組織・執行体制	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	4	1.6	1	0.4	3	400.0
	計	249	100.0	243	100.0	6	102. 5

⁽注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため集計しても計と一致しない場合がある。

不適切事項の内容としては、契約の締結に係る手続を誤っていたもの、履行確認に当たり、 検査調書等を作成していなかったもの、予算の執行科目を誤っていたものなど事務処理の誤 りによるものが多数認められたほか、支払期限までに支払を行っていなかったもの、履行確 認の期限までに検査を完了していなかったもの、物品の出納に係る手続等を行っていなかっ たものなど事務処理の遅れや未処理によるものも多数発生していた。

不適切事項として指摘したものの中には、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態が15件見受けられたが、関係所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態のうち7件については、関係所属において適切な処置を講ずることができなかったため、6年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となった。また、決算事務の過程において会計管理システムへの登録額を誤っていたため、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められた事態や、看護師等修学資金貸付金等について、貸付金の返済免除を決定していたものがあったのに、これらを債権額から控除しておらず、債権管理が適切でなかったため、財産に関する調書において、当該貸付金の「決算年度末現在高」等の金額に誤りが認められた事態も見受けられた。

さらに、不適正な経理処理が行われていた事案として、試験研究機関等7機関において、各機関等に所属する研究者から譲渡されたとする科学研究費補助金等の間接経費等について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど、令和4年度からの間接経費等の繰越分などと合わせて合計19,657,710円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた事態や、県立高校の体育館改修及び耐震補強工事において、適正な手続により締結した契約に基づく支払ができないことから、不適正な経理処理を行って体育館の備品に係る費用を支払っていた事態も見受けられた。

このほか、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定した「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていない事態など法律・政令に違反する事態も昨年に引き続き見受けられた。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足のほか、各所属における確認不足及び進行管理の不備などに起因するものと考えられることから、各所属においては、研修の実施、マニュアルの作成・充実等により関係法令等に係る理解の向上に努めるほか、進行管理表の作成、スケジュールの共有化等の具体的な措置を講じることなどにより、適正な事務の執行に向けて、より一層努力する必要がある。特に、科学研究費補助金等の間接経費等に係る不適正な経理処理については、一部の機関を除き、こうした経理処理が長期間にわたり常態化していたものであることも踏まえて、早急に適切な措置を講じる必要がある。

一方、令和2年4月から内部統制制度が導入されたところであるが、不適切事項の件数は、令和5年監査と比べて増加しており、令和3年監査以降、240件を超える水準で推移していることに加え、6年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったことや、不適正な経理処理も見受けられたことなどから、本報告における監査委員による指摘等も踏まえ、全庁的に対応策を実施するリスク等の見直しを行うなど、より効果的な内部統制の整備及び運用に向けて取り組んでいくことが重要である。

(1) 特記すべき事案

不適切事項249件のうち、特記すべきものが次のとおり89件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 予算執行

○ 令和3年度県営漁港整備事業(県単)小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託・令和4年度県営漁港整備事業(県単)小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託合併ほか2件(契約額計24,264,900円)の執行に当たり、海岸保全区域の見直しに向けた土地境界確定のための用地測量について、新たに設定する海岸保全区域線と接する土地だけでなく、必ずしも用地境界を明確にする必要のない土地についても実施していた。その結果、本来用地測量を実施する必要がなかった土地に係る測量費1,414,600円を支払っていた。

(環境農政局 神奈川県西部漁港事務所 p55)

b 支出

○ 保有する公用車8台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと 認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを 搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料 52,928円を支払っていた。

(総務局 財産経営部庁舎管理課 p44)

○ 酪農家が使用する搾乳器具の有機物測定に当たり、職員が自ら機材を分解し破損させてしまったことにより、機器修理代金相当額として機器所有者への見舞金1件、154,660円を支払っていた。

(環境農政局 神奈川県畜産技術センター p53)

〇 令和5年度下半期神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事業運営業務委託契約(契約額22,730,785円)について、受注者へ提供した当該支援金の申請案内の原稿の一部に誤りがあったことから、受注者において当該申請案内の再印刷等が必要となった。これにより、759,000円の追加費用が発生していた。

(健康医療局 保健医療部医療整備・人材課 p60)

○ タクシーメーター装置検査の際にタクシーのバンパーに損傷を与えたこと に伴う修理代1件、168,388円を支払っていた。

(産業労働局 神奈川県計量検定所 p67)

c 契約

○ 令和5年度機械警備業務委託(契約額369,600円、契約期間:令和5年4月 1日から令和6年3月31日まで)について、校舎の耐震補強工事の完了時期 となる令和5年10月に合わせた契約期間とするなどし、その後に新たな契約 を開始することにより、仮設校舎からの移転に伴う機器の撤去及び再設置に 係る費用が当該契約額に含まれるため不要となるところ、令和5年度末まで の契約期間としたことにより、機器の撤去費用338,800円、再設置に係る費用 1,496,000円、計1,834,800円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。

(教育委員会 神奈川県立中原支援学校 p92)

○ 警察署独身寮に設置させている自動販売機の使用に伴う電気料について、 自動販売機設置場所賃貸借契約(契約総額616,041円、契約期間:令和5年4 月1日から令和8年3月31日まで)に基づき、貸主である警察署長との協議 の上、借主が支払わなければならないとされているにもかかわらず、令和5 年度分計83,169円を借主に負担させていなかった。

(公安委員会 神奈川県横須賀警察署 p95)

d 課税徴収

○ 個人事業税の課税に当たり、建物の貸付規模が事業と認定すべき基準に満たなかったにもかかわらず、不動産貸付業に該当するものとして誤って課税していたものが10件、2,100,100円(本税)あった。その結果、上記の課税誤り10件、2,100,100円(本税)の返還に当たり、還付加算金が63,700円発生していた。

(総務局 神奈川県相模原県税事務所 p45)

e 工事

○ 急傾斜地崩壊危険区域東田原地区吹付法枠工事の変更設計額の積算に当たり、法面工のモルタル吹付工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(81,367,000円)が1,144,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(74,027,800円)が1,040,600円過大であった。

(県土整備局 神奈川県平塚土木事務所 p68)

f 財産

○ 川崎市に対する普通財産(元サンライフ川崎敷地、5,227.00㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収しているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、貸付料を無償として貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり無償で貸し付けており、令和5年度において貸付料26,538,930円を免除していた。

(総務局 財産経営部財産経営課 p43)

○ 社会福祉法人に対する普通財産(小児医療相談センター敷地、427.20㎡) の貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分では保険診療等が行 われており、貸付けに係る施設の利用料が実費又は低額とは認められないた め、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料 の無償及び減額基準に基づき、診療所部分に係る貸付料を減額して貸し付け ることができないにもかかわらず、長年にわたり減額して貸し付けており、 令和5年度において貸付料2,024,895円を減額していた。

(総務局 財産経営部財産経営課 p43)

○ 公益財団法人に対する市町村研修センター事務室及び講師控室の使用に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和5年度の使用料1件、1,331,906円が徴収不足であった。

(文化スポーツ観光局 国際課 p47)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

- 令和4年度急傾斜地崩壊対策工事公共(その2)県単(その6)合併の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費69,600円を計上していなかったことにより、変更後の設計額(157,443,000円)が110,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(143,550,627円)が101,497円過小であった。(県土整備局神奈川県平塚土木事務所 p68)
- 令和4年度河川改修工事公共県単合併の変更設計額の積算に当たり、準備費の伐採処分工について、伐採材の運搬費の計上を行わなかったため、変更後の設計額(39,941,000円)が242,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(36,730,100円)が222,200円過小であった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター p71)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100 万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 予算執行

〇 令和4年度神奈川県林業・木材産業等振興交付金(高性能林業機械等の導入)について、繰越明許の繰越しに係る令和5年度予算の再配当を受けないまま、当該事業予算の再配当額が0円であったにもかかわらず、交付金1,413,000円を令和5年10月に支出していた。

(政策局 神奈川県湘南地域県政総合センター p41)

○ 小田原合同庁舎施設等転貸賃借料 5 件、2,863,604円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入(節)総務費雑入とすべきところ、いずれの貸付けについても、当初の貸付期間の開始日から長年にわたり、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)土地建物等貸付収入で収入していた。

(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター p41)

○ 神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。

(産業労働局 中小企業部中小企業支援課 p66)

○ 県土整備局住宅営繕事務所(以下「住宅営繕事務所」という。) への依頼 工事により実施した神奈川県立光陵高等学校(以下「光陵高校」という。) における体育館改修及び耐震補強工事(以下「本件工事」という。)につい て、教育局行政部教育施設課(以下「教育施設課」という。)は、住宅営繕 事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、バレーボール支柱 等の体育館の備品(以下「床関連備品」という。)の調達(調達額2,583,900 円)について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5 年11月に本件工事の契約の対象から除外したが、同年10月には、本件工事の 請負業者(以下「業者」という。)が光陵高校に床関連備品を納入し、受領 されていることなどから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結するこ とはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除 外することはできないものであったところ、教育施設課は、令和6年3月に なって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、業者 に対して床関連備品の費用を支払っているが、これは、適正な手続により締 結した契約に基づく支払ではなく、不適正な経理処理を行って業者に対して 支払を行ったものであった。

(教育委員会 行政部教育施設課 p76)

○ 生徒用ロッカーリース契約ほか2件(契約総額11,491,200円)の令和元年度から令和4年度までの支払額計3,953,400円について、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。

(教育委員会 神奈川県立生田高等学校 p83)

b 支出

○ 令和5年度神奈川県庁舎(本庁舎・新庁舎・西庁舎)ほか2施設で使用する令和5年4月分の電気代ほか2件(支払額計34,782,926円)について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、名刺印刷代ほか2件(支払額計180,730円)について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。

(総務局 総務室 p42)

○ 電気代1件、17,221,784円について、契約で定められた期限までに支払を 行っていなかった。

(総務局 財産経営部庁舎管理課 p44)

○ 介護サービス情報調査事業委託契約3件に係る令和5年10月分の支払額計3,468,420円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 その結果、遅延利息3件、3,100円を支払っていた。

(福祉子どもみらい局 総務室 p55)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

○ 川崎市に対する普通財産(元サンライフ川崎敷地、5,227.00㎡)の貸付けに 当たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収しているため、普通財産の無償貸付 け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づ き、貸付料を無償として貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわ たり無償で貸し付けており、令和5年度において貸付料26,538,930円を免除し ていた。【再掲】

(総務局 財産経営部財産経営課 p43)

○ 社会福祉法人に対する普通財産(小児医療相談センター敷地、427.20㎡)の貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分では保険診療等が行われており、貸付けに係る施設の利用料が実費又は低額とは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、診療所部分に係る貸付料を減額して貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり減額して貸し付けており、令和5年度において貸付料2,024,895円を減額していた。【再掲】

(総務局 財産経営部財産経営課 p43)

○ 公益財団法人に対する市町村研修センター事務室及び講師控室の使用に伴う 行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減 免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令 和5年度の使用料1件、1,331,906円が徴収不足であった。【再掲】

(文化スポーツ観光局 国際課 p47)

○ 看護師等修学資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸付金について、返済免除を決定していたもの(看護師等修学資金貸付金105件、47,564,268円及び理学療法士等修学資金貸付金1件、125,000円)があったにもかかわらず、これらを債権額から控除しておらず、債権管理が不適切であった。

(健康医療局 保健医療部医療整備・人材課 p60)

○ 神奈川県立光陵高等学校の体育館に設置するために取得したバレーボール支柱など備品3点(価格計1,669,800円)について、同校に対して備品台帳への登録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を取得年度に依頼していなかった。その結果、同校における物品の管理に係る手続が会計年度を超えて遅延していた。

(教育委員会 行政部教育施設課 p76)

○ 購入により取得した L3 Switch 等(価格計3,080,000円) について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

(教育委員会 指導部高校教育課 p78)

○ 令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事はか4件(契約額計4,268,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。

(教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85)

○ 神奈川県立座間高等学校グラウンド照明設備等設置工事により新設した照明 設備6件(取得価額計1,829,418円)及び処分した照明設備1件(台帳価格 999,000円)について、神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく工作物に係 る県有財産台帳の補正を行っていなかった。

(教育委員会 神奈川県立座間高等学校 p90)

○ 南棟和室改修工事(契約額2,310,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が2,310,000円過小であった。

(教育委員会 神奈川県立伊勢原支援学校 p92)

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○ 庁舎清掃業務委託契約(契約額26,860,460円)について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。

(政策局 神奈川県立公文書館 p39)

○ 令和5年度県有緑地等緊急防災対策事業県単(その13)小網代の森防護柵更新工事ほか71件(支払額計43,114,410円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p39)

○ 令和4年度玄倉水源林整備業務(日陰畑)ほか(ゼロ県債)に係る変更契約 (変更後契約額20,101,400円)について、神奈川県財務規則に基づき、契約保 証金の増額分738,551円を受注者が納付したことを確認した後に変更契約を締結 すべきところ、納付前に変更契約を締結していた。

(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター p41)

○ 寄観測点地震・傾斜観測装置の購入契約(契約額39,325,000円) について、 平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える 随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(くらし安全防災局 神奈川県温泉地学研究所 p46)

○ 令和5年度ニホンジカ管理捕獲業務委託契約ほか2件(契約額計77,667,989円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)

○ 令和5年度神奈川県地域生活支援事業(川崎圏域)業務委託契約(契約額 11,533,000円)について、研修の受講人数の減少に伴って変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者から提出された業務実績報告書等に基づき、当初契約額より342,480円減額した11,190,520円を支払っていた。

(福祉子どもみらい局 福祉部障害福祉課 p55)

○ 庁舎清掃業務委託契約ほか1件(契約額計13,458,390円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 p57)

○ 中央監視装置更新工事契約(契約額21,065,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。「既報告〕

(福祉子どもみらい局 さがみ緑風園 p60)

○ 神奈川県指定難病特定医療費等管理システム改修業務委託契約(契約額 11,719,400円)及び肝炎ウイルス検査業務委託2件(単価契約、支払額計 32,626円)について、受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。

(健康医療局 保健医療部がん・疾病対策課 p61)

○ 神奈川障害者職業能力開発校が締結している職業訓練委託契約(契約額22,176,000円)について、競争的手続の対象外として財務規則第50条の3第1項各号に定められている契約に該当するとは認められないにもかかわらず、競争的手続を行わないまま特定の者と一者随意契約を締結していた。

(産業労働局 労働部産業人材課 p67)

- マシニングセンタ賃貸借契約ほか3件(契約額計22,537,416円)について、 平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える 随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。[既報告] (産業労働局 神奈川県立西部総合職業技術校 p67)
- 〇 令和4年度河川修繕工事(ゼロ県債)1件、42,406,100円の検査に当たり、 政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完 了していた。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター p71)

○ 給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約(契約額18,014,700円)の 令和5年12月分(支払額1,155,192円)の検査に当たり、契約書で定められた期限の3日後に検査を完了していた。

(企業庁 水道部水道施設課 p74)

○ スクールロッカーの購入契約ほか3件(契約額計20,912,320円)の履行確認 に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合 に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

(教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84)

○ スクールロッカーの購入契約ほか3件(契約額計20,912,320円)について、 契約書に契約締結日の記載がなかった。

(教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84)

○ 格技場エアコン設置代ほか192件(支払額計22,983,522円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84)

○ スキャナーの賃貸借及び保守契約ほか1件(長期継続契約、契約総額計 11,860,200円)について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。

(公安委員会 総務部総務課 p93)

○ 金沢警察署幸浦交番ほか5交番整備・維持管理・修繕更新事業基本契約ほか5件(契約額計702,542,500円)について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める施設整備業務期間の末日である令和6年3月31日までに変更契約を締結していなかった。

(公安委員会 総務部施設課 p94)

イ 内容的に特記すべき事案

- (7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの
 - a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
 - (a) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 令和4年度玄倉水源林整備業務(日陰畑)ほか(ゼロ県債)に係る変更 契約(変更後契約額20,101,400円)について、神奈川県財務規則に基づ き、契約保証金の増額分738,551円を受注者が納付したことを確認した後に 変更契約を締結すべきところ、納付前に変更契約を締結していた。【再 掲】
 - b' 令和4年度千代地区地区界測量業務委託契約(契約額5,926,140円)の履行確認に当たり、契約で定められた期限の1日後に検査を完了していた。
 - c' 令和5年度足柄幹線林道(小田原地区)パトロール委託業務契約ほか1 件(単価契約、支払額計1,096,667円)の締結に当たり、神奈川県財務規則 運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわら ず、一者随意契約を行っていた。

(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター p41)

- (a) 予算の執行において、所属する研究者から、令和5年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。
- (b) 支出事務において、令和5年度湖尻園地運動広場水飲み場漏水修理代1 件、22,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められ ている期限までに支払を行っていなかった。
- (c) 契約事務において、令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件(支払額計19,530円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(d) 財産管理事務において、給水管設置のための行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除しているものがあった。これにより、令和5年度の使用料1件、1,105円が徴収不足であった。

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)

- (a) 予算の執行において、令和5年4月3日に公文書複写代収入及び行政文書 の写し等の交付費用として納入した現金1件、310円について、令和4年度の 収入として処理すべきところ、令和5年度の収入として処理していた。
- (b) 支出事務において、令和5年度NHK放送受信料74,454円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和4年度3月分の積雪観測装置回線使用料19,646円ほか3件(支払額計79,816円)を支払期限より後に支払っていた。
- (c) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に 通信線が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線 に係る使用料1件、1,320円が徴収不足であった。
- (d) 物品管理事務において、テレビ1台について、特定家庭用機器再商品化法 に定める特定家庭用機器廃棄物管理票の写しの交付を受けないまま処分して いた。
- (e) 事務事業の執行において、平成9年から平成11年頃までに旧松田土木事務所が発注した県道78号(御殿場大井)南足柄市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事により発生した蛍光灯用安定器等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度PCB廃棄物」という。)について、令和4年12月に同工事の受注者から高濃度PCB廃棄物を倉庫で保管しているとの連絡を受け、このことを再認識し、高濃度PCB廃棄物の処分に着手していたのに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、蛍光灯用安定器等の高濃度PCB廃棄物について、PCB特措法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。

(県十整備局 神奈川県県西十木事務所 p70)

- (a) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 神奈川県公立高等学校等特色紹介冊子「輝けきみの明日―行きたい・知りたい公立高校―令和6年度入学生にむけて」の作成代(契約額1,518,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

- b' 令和6年度神奈川県立中等教育学校入学者決定(令和5年度実施)におけるイベント予約システム及びインターネット出題システム構築及び運営保守業務委託契約(契約額1,089,000円)の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。
- (b) 物品管理事務において、購入により取得した L3 Switch 等(価格計3,080,000円) について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。【再掲】

(教育委員会 指導部高校教育課 p78)

- (a) 契約事務において、物品の購入を含む防犯カメラ増設工事契約(予定価格 429,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを 省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
- (b) 財産管理事務において、令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件(契約額計4,268,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。【再掲】
- (c) 物品管理事務において、購入により取得した防犯カメラ(価格110,000円) について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物 品の管理に係る手続を行っていなかった。

(教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85)

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 予算執行

○ 生徒用ロッカーリース契約ほか2件(契約総額11,491,200円)の令和元年度から令和4年度までの支払額計3,953,400円について、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立生田高等学校 p83)

(b) 収入

○ 領収した現金4件、320円について、神奈川県財務規則で定める現金領収書の交付、出納員等への現金の引継ぎ及び現金出納簿への記載を行っていなかった。

(環境農政局 神奈川県西部漁港事務所 p55)

(c) 支出

○ 令和5年度神奈川県庁舎(本庁舎・新庁舎・西庁舎)ほか2施設で使用する令和5年4月分の電気代ほか2件(支払額計34,782,926円)について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、名刺印刷代ほか2件(支払額計180,730円)について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。【再掲】

(総務局 総務室 p42)

○ 職員が立て替えて支払った有料駐車場利用料金10件、3,390円について、 立替金の請求期限後に請求が行われていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p56)

〇 令和5年度医学検査業務委託契約(単価契約、支払額955,362円)に係る令和5年5月分から同年9月分までの支払額340,778円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息5件、2,000円を支払っていた。

(健康医療局 神奈川県立煤ケ谷診療所 p63)

○ 清水ケ丘公園体育館使用料ほか4件(支払額計14,534円)について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立光陵高等学校 p82)

(d) 契約

○ 令和5年度県有緑地等緊急防災対策事業県単(その13)小網代の森防護 柵更新工事ほか71件(支払額計43,114,410円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

(政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p39)

○ 令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件(支払額計19,530円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)

○ 令和5年度4月分のプロパンガス代ほか22件(支払額計158,182円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(環境農政局 神奈川県水産技術センター内水面試験場 p54)

○ 庁舎清掃業務委託契約(契約額1,969,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。[既報告]

(福祉子どもみらい局 神奈川県平塚児童相談所 p57)

- 神奈川県立川崎北高等学校機械警備業務委託契約(契約総額1,574,532 円、契約期間:平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)の履行確認 に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない 場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。[既報告] (教育委員会 神奈川県立川崎北高等学校 p83)
- スクールロッカーの購入契約ほか3件(契約額計20,912,320円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84)

○ 格技場エアコン設置代ほか192件(支払額計22,983,522円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84)

(e) 財産

- 令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件(契約額計4,268,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。【再掲】 (教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85)
- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架 されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使 用料7件、9,240円が徴収不足であった。[既報告]

(教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校 p88)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

(a) 予算執行

○ 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(くらし安全防災局 神奈川県温泉地学研究所 p46)

○ 所属する研究者が共同研究の分担者として交付を受けた科学研究費補助 金及び学術研究助成基金助成金(以下「補助金等」という。)について、他の研究機関との共同研究による県の収入であると誤認したため、補助金等の直接経費1,211,500円について、県が譲渡を受けるべき資金ではないにもかかわらず、県の歳入としていた。また、補助金等の間接経費363,450円について、当該研究者を納入者として歳入の調定をして譲渡を受けるべきところ、共同研究の代表者が所属する研究機関から補助金等の送金を受けるに当たり、当該代表者が所属する研究機関を納入者として歳入の調定を行い、県の歳入としていた。

(環境農政局 神奈川県農業技術センター p52)

○ 令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、令和4年4月1日に支 出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p58)

○ 所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金 助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46 円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治 法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年 度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円に ついて、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(健康医療局 神奈川県衛生研究所 p61)

○ 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費945,000円並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子26円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど計945,029円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立金沢文庫 p80)

○ 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費に関して生じた利子19円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など496,299円と合わせて計496,318円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立近代美術館 p81)

○ 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子74円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など648,143円と合わせて計2,658,217円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p81)

○ 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費5,205,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子144円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など3,746,621円と合わせて計8,951,765円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館 p82)

(b) 財産

○ 賃貸借により調達した電子複写機3台(単価契約)について、借用物品 台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物 品の管理に係る手続を行っていなかった。[既報告]

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター p59)

○ 立木の管理に当たり、神奈川県県有財産規則第46条に定める立木に係る 県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木258本が存在するにもかかわら ず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。

(県十整備局 神奈川県藤沢十木事務所 p69)

○ 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線に係る使用料1件、1,320円が徴収不足であった。【再掲】

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所 p70)

- 令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件(契約額計4,268,000円)について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。【再掲】 (教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85)
- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であった。[既報告]【再掲】

(教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校 p88)

○ 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯3基が共 架されているものがあった。[既報告]

(教育委員会 神奈川県立厚木商業高等学校 p88)

(c) 庶務

○ 令和4年3月31日に退職した臨時的任用職員1名の退職手当について、 算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したた め、支給額が598,623円不足し、当該不足額の支給に当たり、遅延損害金1 件、18,450円が発生していた。

(議会局 総務課 p74)

(d) 行政監査

○ 平成9年から平成11年頃までに旧松田土木事務所が発注した県道78号 (御殿場大井) 南足柄市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事により発生した蛍光灯用安定器等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度PCB廃棄物」という。) について、令和4年12月に同工事の受注者から高濃度PCB廃棄物を倉庫で保管しているとの連絡を受け、このことを再認識し、高濃度PCB廃棄物の処分に着手していたのに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。) に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、蛍光灯用安定器等の高濃度PCB廃棄物について、PCB特措法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。【再掲】

(県十整備局 神奈川県県西十木事務所 p70)

○ 昭和34年から横須賀高等学校本館(A棟)に設置していた高濃度ポリ塩 化ビフェニル使用製品である投光器(水銀灯)用安定器2台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく 保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定め る期間内に処分の委託を行っていなかった。

(教育委員会 神奈川県立横須賀高等学校 p86)

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
 - 契約事務において、令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理 委託ほか1件(契約額計6,174,850円)について、平成20年3月28日付け会計 局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもか かわらず、契約結果を公表していなかった。

(政策局 総務室 p38)

○ 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1本に係る都市公園の占用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを令和4年6月に認識したため、占用許可とともに許可後の期間に係る使用料の収入調定を行ったが、不当利得返還請求権に基づく占用許可前の期間に係る使用料相当額13,213円の収入調定を行っていなかった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター p71)

○ 収入事務において、就学支援金の申請書類の保護者からの提出が遅れたことにより就学支援金を充当することができずに収入未済となった令和元年度の授業料1件、29,700円について、その後、文部科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正を行うことにより追加支給を受ける必要があったにもかかわらず、令和5年12月まで当該実績報告書の訂正を行っておらず、追加支給の手続が著しく遅れていた。

(教育委員会 行政部財務課 p75、神奈川県立愛川高等学校 p91) ※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

○ 契約事務において、令和5年度における部活動インストラクター12名の委嘱に当たり、部活動インストラクター取扱要綱に反し、所要の保険への加入契約を行っていなかった。

(教育委員会 神奈川県立新羽高等学校 p83)

○ 支出事務において、令和元年度授業料に係る過誤納還付金1件、29,700円 について、誤徴収した日から1年を超えて還付していた。

(教育委員会 神奈川県立大和南高等学校 p89)

- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
 - 該当なし。
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
 - 該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの

○ 予算の執行において、令和4年4月に開催した感染症診査協議会の委員報酬19,000円について、令和4年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、履行確認を行わないまま会計年度が終了したため、令和4年度予算で支出ができず、令和5年度予算により支出していた。

(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所 p62)

○ 庶務事務において、令和4年3月31日に退職した臨時的任用職員1名の退職手当について、算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したため、支給額が598,623円不足し、当該不足額の支給に当たり、遅延損害金1件、18,450円が発生していた。【再掲】

(議会局 総務課 p74)

e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

○ 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円につい て、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、 令和4年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(くらし安全防災局 神奈川県温泉地学研究所 p46)

○ 予算の執行において、所属する研究者から、令和5年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)

○ 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。 【再掲】

(健康医療局 神奈川県衛生研究所 p61)

○ 予算の執行において、県土整備局住宅営繕事務所(以下「住宅営繕事務所」という。)への依頼工事により実施した神奈川県立光陵高等学校(以下「光陵高校」という。)における体育館改修及び耐震補強工事(以下「本件工事」という。)について、教育局行政部教育施設課(以下「教育施設課」という。)は、住宅営繕事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、バレーボール支柱等の体育館の備品(以下「床関連備品」という。)の調達

(調達額2,583,900円) について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5年11月に本件工事の契約の対象から除外したが、同年10月には、本件工事の請負業者(以下「業者」という。)が光陵高校に床関連備品を納入し、受領されていることなどから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結することはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除外することはできないものであったところ、教育施設課は、令和6年3月になって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、業者に対して床関連備品の費用を支払っているが、これは、適正な手続により締結した契約に基づく支払ではなく、不適正な経理処理を行って業者に対して支払を行ったものであった。【再掲】

(教育委員会 行政部教育施設課 p76)

○ 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費945,000円並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子26円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど計945,029円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立金沢文庫 p80)

○ 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費に関して生じた利 子19円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、 これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など496,299円と合わせ て計496,318円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。 【再掲】

(教育委員会 神奈川県立近代美術館 p81)

○ 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子74円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など648,143円と合わせて計2,658,217円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p81)

○ 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費5,205,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子144円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など3,746,621円と合わせて計8,951,765円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館 p82)

(2) 複数の機関で認められた事案

(1)とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(1)で示した事案も含む。)

ア 予算執行

- 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあった。 (14か所) この不適切な取扱いは、予算の執行における科目についての理解や確認が不十 分であったことなどによるものである。
- 所属する研究者から譲渡されたとする科学研究費補助金等の間接経費等について歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別に経理していたものがあった。 (7か所)

この不適切な取扱いは、地方自治法の規定により、歳入予算への編入が必要であることについての理解や認識が不十分であったことなどによるものである。

イ収入

○ 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあった。 (3か所) この不適切な取扱いは、事務手続きの理解が不十分であったこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

ウ 支出

- 公共料金等の支払いに当たり、支払期限までに支払を行っていないかったものがあった。 (32か所)
 - この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 所属が保有する公用車について、業務上テレビを視聴する必要性がないと認められるにも関わらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、N HK放送受信契約を締結しており、受信料を支払っているものがあった。 (4か 所)

この不適切な取扱いは、公用車においてテレビを視聴する必要性や現在取りうる情報収集の方法が様々にある中での代替手段等についての検討が十分にできていなかったことなどによるものである。

○ 謝礼金等の履行確認に当たり、事業実施後3月を超えて遅れていたものがあった。 (3か所)

この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

エ 契約

○ 履行確認に当たり、検査調書を作成していなかったもの又は検査調書を作成していなかった場合に必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかったものがあった。 (19か所)

この不適切な取扱いは、関連法規に対する認識の不足、複数の職員による確認 が不十分であったことなどによるものである。

○ 履行確認に当たり、期限までに検査を完了していなかったものがあった。 (8 か所)

この不適切な取扱いは、関連法規に対する認識の不足、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

- 予定価格が100万円を超える随意契約等について、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表していないものがあった。 (8か所)
 - この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、複数の職員による 確認が不十分であったことなどによるものである。
- 競争入札により契約者を決定すべきところ、随意契約を行っているものがあった。 (5か所)

この不適切な取扱いは、類似契約を一括発注すべき認識を欠いていたこと、財務規則等についての理解や確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していたものがあった。 (4か所)

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解や確認が不十分であったこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 契約期間の開始日が令和5年4月1日である契約に当たり、会計局長通知に反して同月30日までに契約を締結していなかったものがあった。 (4か所) この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを実施せず、一者随意契約を行っていたものがあった。(4か所)

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解や確認が不十分であったこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 契約において受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかったものがあった。 (3か所)

この不適切な取扱いは、契約書で定められた内容の確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 変更契約をすべきところ、行っていなかったものがあった。 (3か所) この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったことなどによるものであ る。

才 工事

○ 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、所要の費用を過大に計上して積 算していたことなどにより、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小 となっていたものがあった。(6か所)

この不適切な取扱いは、積算基準の理解や検算者の確認が不十分であったことなどによるものである。

力 財産

○ 行政財産等の使用許可等又は教育財産の目的外使用許可を行わずに電柱等が設置等されていた事案に対する不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかったものがあった。(6か所)

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

○ 神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行っていなかったものがあった。 (4か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、複数の職員による 確認が不十分であったことなどによるものである。

- 行政財産等の使用許可等に当たり、使用料減免基準等の対象とならないにもかかわらず、使用料の免除等をしていたものがあった。 (4か所)
 - この不適切な取扱いは、使用料の減免対象の確認を十分に行わなかったことなどによるものである。
- 固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったとき等に必要な建物台帳等の価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていないことにより、建物台帳等の価格が過大又は過小となっていたものがあった。(3か所)

この不適切な取扱いは、財産例規に係る理解が不十分であったことなどによるものである。

○ 行政財産の使用許可又は教育財産の目的外使用許可を行わずに、電柱に通信線 等が共架されていたものがあった。 (3か所)

このことにより使用料を徴収していなかったものがあった。 (2か所) この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどに

キその他

よるものである。

○ 謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかったものがあった。(7か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

3 要改善事項

要改善事項の8件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事例

ア 箱根ジオパーク推進協議会における県負担金に関する件

(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター)

箱根ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)が行う事業に要する経費については、協議会を構成する県西地域の2市3町(以下「関係市町」という。)と県との合意に基づき、総事業費の予算額から、公益財団法人神奈川県市町村振興協会(以下「振興協会」という。)の助成金、前年度繰越金、協賛金等(以下「振興協会助成金等」という。)を控除した金額の2分の1ずつを県と関係市町で負担することとなっているが、協議会において、毎年、予算では見込んでいなかった翌年度繰越額が生じており、県の負担金(以下「県負担金」という。)を原資とする資金が当年度に使用されないまま翌年度に繰り越され、引き続き、協議会内部に留保されることになっていた。

協議会は、日本ジオパークに認定された箱根ジオパークを、ユネスコ世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った質の高いジオパークにするべく、環境整備などを行い、質的向上を図っていくことなどを目的として、県、関係市町、民間の団体・企業等を構成員として平成23年5月に設立された組織である。

協議会が行う事業に要する経費については、箱根ジオパーク推進協議会規約第16条において、当面の間、関係市町及び県が協議して負担するものとされている。具体的には、関係市町との合意に基づき、総事業費の予算額から振興協会助成金等の予算額を控除した金額の2分の1ずつを県と関係市町で負担することとなっており、神奈川県県西地域県政総合センター(以下「センター」という。)が県負担金を支出している。

そして、令和元年度から令和5年度までの5年間における協議会の総事業費、県負担金等の予算額及び決算額等は、表のとおりとなっており、各年度とも総事業費の決算額が予算額を下回る状況となっていて、これを要因として予算では見込んでいなかった翌年度繰越額が生じている状況であり、この翌年度繰越額の2分の1は県負担金を原資とする資金となっている。特に、令和2年度以降は、毎年度100万円以上の翌年度繰越額が生じており、ピークの令和3年度には500万円を超える状況となっていて、総事業費の決算額に対する翌年度繰越額の割合は61.9%となっていた。

(表)協議会の総事業費、県負担金等の予算額及び決算額の状況 (千円)

	(上段)予算額 (下段)決算額						
年度	総事業費	振興協会 助成金等	県負担金	翌年度 繰越額			
	13, 500	5, 580	3, 960	_			
令和元年度	12, 950	5, 476	3, 960	446 (223)			
	13, 500	5, 580	3, 960	_			
令和2年度	10, 917	5, 084	3, 960	2, 087 (1, 044)			

	14, 300	7, 100	3,600	_
令和3年度	8, 429	6, 450	3, 600	5, 221 (2, 611)
	17, 100	9, 900	3,600	_
令和4年度	12, 878	9, 706	3, 600	4, 028 (2, 014)
	15, 900	8,700	3,600	1
令和5年度	14, 654	8, 641	3, 600	1, 187 (594)

(注)「翌年度繰越額」欄の()書きは、翌年度繰越額に係る県負担金相当額である。

このように多額の翌年度繰越金が生じていたにもかかわらず、引き続き、毎年度 の予算額に基づき負担金を算定していたことについて、センターは、協議会に対す る県負担金はその使用状況にかかわらず定額のものであると認識していたことに加 え、令和6年度以降に予定している日本ジオパーク再認定審査に向けた対応などの 事業に備える必要があることを理由としている。

しかしながら、県負担金は、会費等の名目で使途等の制限を設けずに支出しているものとは異なり、協議会が行う事業に要する経費について、総事業費から振興協会助成金等を控除した金額の2分の1を県として負担するものであって、翌年度繰越額の2分の1は県負担金を原資とする資金となり、当年度には協議会に対して交付する必要がなかったものとなる。このような資金が当年度に使用されないまま翌年度に繰り越され、引き続き、協議会内部に留保されることになっている事態は、県負担金の交付目的に照らし、また、県費の有効活用の観点からみても適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、協議会や関係市町と協議し、県負担金の算定を 各年度の決算額に基づき行うこととし、県負担金が翌年度繰越額として引き続き協 議会内部に留保されることのないよう改善する必要がある。

イ 大涌谷園地の引率入場業務に係る県負担金に関する件

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター)

神奈川県自然環境保全センター(以下「センター」という。)は、大涌谷園地安全対策協議会(以下「協議会」という。)が実施している大涌谷園地内の自然研究路への引率入場に係る業務について、協議会が引率入場の参加者から徴収する協力金(以下「協力金」という。)では不足することになる費用を負担金として負担している(以下、この負担金を「県負担金」という。)が、令和3年度及び令和4年度に県負担金が過大に交付されていたり、過大に交付されていた県負担金について翌年度に繰り越され、引き続き協議会内部に留保されるなどしていたり、令和5年度末においても、使用されないまま協議会内部に留保されている県負担金相当額の累計に係る資金(以下「内部留保資金」という。)が依然として多額に上っているのに特段の措置を講じていなかったりしていた。

大涌谷園地の自然研究路は、県民等が自然公園の景観を楽しむことなどを目的に、自然公園法に基づき、県が整備、管理してきた施設であるが、火山活動の活発化のため平成27年5月に閉鎖された。その後、火山活動が鎮静化し、安全対策とし

て避難路等の整備などが行われたことも踏まえ、令和4年3月から、監視員による 引率入場に限って自然研究路の利用を再開しており、引率入場に係る業務について は協議会が運営している。

協議会は、大涌谷園地における利用者の事故を防止し、安全を図ることを目的として、センターのほか6団体を構成員として平成14年に発足した組織であり、火山ガス検知器等の定期点検など安全対策に係る業務については、各団体からの年間30万円の負担金により実施している。一方、引率入場に係る業務については、1人当たり500円の協力金を徴収し、その業務に要する費用に充てることとし、協力金では不足することになる引率を担当する監視員の人件費の一部については県負担金としてセンターが費用を負担することとしている。

そして、協議会における引率入場に係る事業の各年度の収支等は、表のとおりとなっており、令和3年度及び令和4年度には、収支差額がそれぞれ34,819円及び4,966,455円となっていて、両年度末においては、内部留保資金がそれぞれ34,813円及び5,001,229円生じており、両年度とも県負担金が過大に交付されていたものである。一方、令和5年度には、収支差額がマイナス164,151円となっているが、同年度末における内部留保資金は4,837,039円となっていて、依然として多額に上っている状況であった。

(表) 協議会における引率入場に係る事業の収支等 (単位:円)

٠,-	- WARNETT - 1 - 1 / D J	1 1 2 40001 - 11.00 3 21		(1 1 - 1 - 1 /
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入(A)		3, 645, 506	18, 817, 539	18, 805, 039
	県負担金(B)	3, 503, 000	7, 190, 000	7, 190, 000
	協力金(C)	142, 500	11, 627, 500	11, 615, 000
	雑収入(D)	6	39	39
支	出(E)	3, 610, 687	13, 851, 084	18, 969, 190
収	支差額(A)-(E)	34, 819	4, 966, 455	▲ 164, 151
内	部留保資金(単年度)	34, 813	4, 966, 416	▲ 164, 190
(B	+(C)-(E)			
内	部留保資金(累計)	34, 813	5, 001, 229	4, 837, 039

(注) 「雑収入」は全て預金利息であり、引率入場に係る業務に充てることとされていないため、「内部留保資金」の算定には含めていない。

このように多額の内部留保資金が生じるなどしているにもかかわらず、特段の措置を講じていない理由について、センターは、箱根山の火山活動の活発化など不測の事態により引率入場が中止になった場合、協力金収入がなくなる一方、その間も、問合せ対応などのため、人件費等が発生することや、臨機応変に追加で必要な予算を確保することは困難であることから、将来の引率入場における緊急対応に備えた資金として協議会内部に留保させることにしたことによるとしている。

しかしながら、県負担金は、引率入場に係る業務に要する費用のうち、協力金では不足することになる引率を担当する監視員の人件費の一部について、センターが費用を負担することとしたものであり、令和3年度及び令和4年度に県負担金が過

大に交付されていた事態、過大に交付されていた県負担金について翌年度に繰り越され、引き続き協議会内部に留保されるなどした事態及び令和5年度末においても、依然として内部留保資金が多額に上っているのに特段の措置を講じていない事態は、県負担金の交付目的に照らし、また、県費の有効活用の観点からみても、いずれも適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、協議会に対して、内部留保資金の返還等を求めるとともに、今後の引率入場に係る業務の実施に当たっては、その実績に基づき県負担金の額を精算するなど、県負担金による費用の負担が適正なものとなるよう改善する必要がある。

ウ 車検等請負契約に関する件

(環境農政局 神奈川県農業技術センター、県土整備局 神奈川県平塚土木事務所、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター)

※ 3か所に対する指摘であるため、3件としてカウントしている。

神奈川県農業技術センター本所、神奈川県平塚土木事務所及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センター(以下「3所属」という。)では、保有等する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備(以下「車検等」という。)の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者(以下「指定自動車整備事業者」という。)と一者随意契約を行っていた。

3所属では、それぞれその事務の用に供するために自動車を保有等しており、令和5年度末現在で保有等する自動車の台数は、神奈川県農業技術センター本所が24台、神奈川県平塚土木事務所が13台、神奈川県県西土木事務所小田原土木センターが19台となっている。

そして、3所属は上記の自動車に係る車検等の実施に当たっては、いずれも、車 検等の都度、自動車1台ごとに、予定価格が少額であることを理由として、指定自 動車整備事業者と一者随意契約を行っており、令和5年度において車検等を実施し た自動車の台数と車検等に係る支出総額は、神奈川県農業技術センター本所が延べ 26台で1,404,260円、神奈川県平塚土木事務所が延べ24台で1,195,172円、神奈川県 県西十木事務所小田原十木センターが延べ18台で1,181,121円となっている。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査項目ごとに単価を設定するなどして一括した予定価格を作成し、通年の契約とすることが可能であると認められる。

また、3所属の所在地周辺には、いずれも複数の指定自動車整備事業者が存在していることなどから、前記の車検等に係る支出総額を踏まえると、3所属において、それぞれ車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し、競争入札により契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

なお、3所属は、車検等の際に併せて修理等を行うこととなった場合には、その 金額をあらかじめ見積もることは困難であり、車検等を実施する自動車を一括して 契約することはできないとしているが、こうした修理等については、その発生の都 度、別に見積書を徴して発注を行うことなどにより対応することが可能であると認 められる。

したがって、3所属が保有等している自動車の車検等に係る契約について、車検等の都度、自動車1台ごとに一者随意契約を行うのではなく、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するため、3所属において、それぞれ一括して競争入札とするよう改善する必要がある。

エ 青少年センターの機械警備業務委託に関する件 [既報告]

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター)

青少年センター(以下「センター」という。)において、機械警備業務委託契約 について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにも かかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

センターは、青少年の健全な育成を図り、併せて県民の教養の向上に資することを目的とした施設であり、施設の営業時間外、休館日等における警備については、 機械警備業務を外部事業者に委託して実施している。

機械警備業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例」等の規定により、長期継続契約を締結することができるものとされているが、 センターは、施設の老朽化対策として行う大規模補修工事が予定されていて、この 工事の実施に伴い、機械警備業務に係るセンサーの移設、増設等が必要になること があるなど、当該工事が完了しないと機械警備の範囲が確定しないとして、機械警 備業務委託契約について、長期継続契約を締結せずに単年度契約を締結しており、 予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約(契約額324,720円)を行って いた。

しかしながら、令和5年度に実施するホール天井等改修工事(電気・建築)、ホール設備整備工事(舞台照明)などの大規模補修工事は、機械警備の範囲に変更を生じさせるものではなく、また、令和6年度以降においても、機械警備の範囲に変更を生じさせる工事は予定されていなかったことから、機械警備業務委託契約について、遅くとも令和5年度には長期継続契約を締結することが可能であったと認められる。

そして、機械警備業務委託契約について長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められているところである。

したがって、センターの機械警備業務委託契約について、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ア 知的障害者に対する委託訓練の訓練生募集に関する件

(産業労働局 労働部産業人材課)

神奈川障害者職業能力開発校(以下「能開校」という。)が職業訓練法人神奈川能力開発センター(以下「能開センター」という。)に委託して実施する知的障害者に対する総合加工技術等の職業訓練(以下、本件委託契約に基づき実施する職業訓練を「特別委託訓練」という。)について、能開校が国から委託を受け、神奈川県内の在住者(以下「本県在住者」という。)に限定せずに実施することとされている公共職業訓練であるにもかかわらず、神奈川県外の在住者(以下「県外在住者」という。)が事実上受講できない状況となっており、公平性を欠くものとなっていた。

能開校は、職業能力開発促進法(以下「法」という。)第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校であり、県は国からの委託を受けて、その運営を行っている。

国立県営施設である能開校では、所管区域を全国一円として、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対して、職業に必要な基礎的知識と技能を習得させるための職業訓練を実施しているが、特別委託訓練については、法第15条の7第3項の規定に基づき、能開センターに委託して実施するもので、令和5年度における契約額は22,176,000円となっている。

能開センターは、県、横浜市、川崎市、民間企業等による第三セクター方式の職業訓練法人であり、毎年度、訓練生を募集し職業訓練を実施している。能開センターにおける職業訓練の期間は2年間であり、1年次には、法第13条に基づく認定職業訓練として、基礎的な知識及び技能を修得するための職業訓練を行い、2年次には、1年次の訓練を前提とした上で、職業的自立を促す専門的な知識・技能を習得する必要性から、公共職業安定所より公共職業訓練の受講指示を受け、上記のとおり、能開校からの委託により、特別委託訓練を行っている。そして、訓練生の応募資格は、本県在住者であることや、全寮制での集団生活が可能な者であることなどとされているが、訓練生の募集は1年次にのみ行っているため、2年次に行う特別委託訓練は、能開校が国から委託を受け、本県在住者に限定せずに実施することとされている公共職業訓練であるにもかかわらず、本県在住者に限定される結果となっている。

このことについて、特別委託訓練を所管する産業労働局労働部産業人材課(以下「産業人材課」という。)は、訓練生の応募資格については、能開校と委託契約を締結している能開センターが独自の判断により行っているものであり、その判断に対して、産業人材課は何ら関与していないとしている。

しかしながら、能開校が施設内で実施する他の公共職業訓練では県外在住者も対象とされているところ、特別委託訓練についてのみ、本県在住者に限定して実施する特段の理由はなく、県外在住者が事実上特別委託訓練を受講できない状況となっている現状は、公平性を欠くものとなっており適切とは認められない。

したがって、産業人材課において、特別委託訓練実施に当たっての応募者の公平

性を確保するため、能開校と共に能開センターとの間で特別委託訓練の実施方法について所要の調整を行い、県外在住者であっても特別委託訓練を受講できることとするよう改善する必要がある。

イ 水道営業所における災害対策に関する計画の整備状況に関する件

(企業庁 総務室)

企業庁災害対策計画において、企業庁の所属長は、同計画における災害時の分担 業務が円滑に遂行されるよう、事象ごとの対応等を定めた計画や運用マニュアル等 (以下「所属別計画」という。)を策定し、災害時に備えるものとされているが、 5水道営業所において、一部の災害対策に関する計画を策定していなかったり、風 水害等災害対策に関する計画を策定していた6水道営業所においても、企業庁が行 うこととなる応急給水活動について明記しておらず、所属別計画の規定内容が不十 分なものとなっていたりしていた。

企業庁では、企業庁災害対策計画を策定しており、同計画においては、災害の発生又は発生のおそれがある場合の人命を優先した安全確保に係わる諸対策及び水道、ダム、発電施設など企業庁が管理する施設の復旧、保全、維持等に係る諸対策を実施するために必要な事項について定めている。また、同計画の下に、地震災害、風水害等災害、火山災害等の災害対策別の6つの計画や「勤務時間外及び休日における職員配備計画」(以下「職員配備計画」という。)が位置付けられ、企業庁災害対策計画に定めるもののほか、上記の計画ごとに必要な対策を行うこととなっており、企業庁の本庁機関、出先機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に取り組むものとなっている。そして、企業庁の所属長は、企業庁災害対策計画における災害時の分担業務が円滑に遂行されるよう所属別計画を策定し、災害時に備えるものとされている。なお、企業庁災害対策計画において位置付けられた災害対策別の計画のうち、水道営業所が関係する計画は、水道施設地震災害対策計画、水道施設風水害等災害対策計画、水道施設人山災害対策計画及び企業庁放射能災害対策計画の4計画である。

今回、令和5年度の事務の執行を対象とした行政監査において、全10水道営業所における所属別計画の策定状況を調査したところ、地震災害対策及び職員配備に関する計画は全ての水道営業所において策定していたものの、地震災害対策以外の風水害等災害対策、火山災害対策及び放射能災害対策に関する計画については、5水道営業所では、いずれの災害対策に関する計画も策定していたのに対して、4水道営業所では、いずれの災害対策に関する計画も策定していたのに対して、4水道営業所では、火山災害対策及び放射能災害対策に関する計画を策定していなかった。また、所属別計画について、上記の4計画及び職員配備計画に係る規定内容を調査したところ、水道施設風水害等災害対策計画において、漏水事故等の発生により断水が生じた場合の応急給水活動は企業庁が行う旨を定めているところ、風水害等災害対策に関する計画を策定していた6水道営業所においては、企業庁が行うこととなる応急給水活動について、風水害等災害対策に関する計画に明記しておらず、所属別計画の規定内容が不十分なものとなっていった。そして、企業庁における危機管理及び災害対策に関する事務を所管する企業庁総務室では、水道営業所における所

属別計画の策定状況や記載内容については、これまで把握していない状況であった。 以上のような状況となっていることについて、複数の水道営業所では、水道管等 の水道施設が相当程度に破損するものと想定される地震災害と異なり、風水害等災 害や火山災害は水道施設の破損が少ないと見込まれること、いずれの災害において も発災時に水道営業所が取り組む主な役割は、応急復旧活動と市町が行う応急給水 活動への支援であることから、地震災害以外の災害については、地震災害対策に関 する計画を概ね準用できるとして、地震災害対策以外の災害対策別の計画の一部又 は全部を策定していなかったとしている。また、企業庁総務室では、地震災害以外 の災害については、随時、これらの事象を想定して災害対策訓練を実施することな どにより一定の取組を行ってきたとしている。

しかしながら、企業庁災害対策計画は、企業庁の本庁機関及び出先機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に取り組むものとなっており、地震災害以外の災害時の対応について、水道営業所の所属別計画に適切に規定されていない場合、発災時に水道営業所が円滑な業務遂行を行うことができないおそれがある。

したがって、企業庁総務室において、水道営業所の所属別計画の策定状況や現状の記載内容について改めて把握した上で、発災時における水道営業所の円滑な業務遂行に資するため、水道営業所に対して必要な指導等を行い、水道営業所の所属別計画が適切に策定されるよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は149か所であり、また、認められなかった箇所は395か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

- ア 政策局 (7か所、21件)
 - (7) 本庁機関(2か所、4件)

/ 本げ機関(2かり、	41 升)	
監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	30日(令和6	1 支出事務において、デザイン事前調整
	年7月8日職	用機器等一式の賃貸借契約(契約総額
	員調査)	3,674,880円、契約期間:令和4年9月1
		日から令和7年8月31日まで)に係る令
		和5年5月分の支払額102,080円につい
		て、契約で定められた期限までに支払を
		行っていなかった。その結果、遅延利息
		1件、100円を支払っていた。
		2 契約事務において、令和5年度市町村
		分普通交付税等算定事務の電算処理委託
		ほか1件(契約額計6,174,850円)につい
		て、平成20年3月28日付け会計局総務課
		長通知に反し、予定価格が100万円を超え
		る随意契約であったにもかかわらず、契
		約結果を公表していなかった。 〔特記前
		出〕
政策部政策法務課	令和6年8月	(不適切事項)
	30日(令和6	1 支出事務において、図書購入代1件、
	年7月12日職	2,220円について、政府契約の支払遅延防
	員調査)	止等に関する法律に定められている期限
		までに支払を行っていなかった。
		2 契約事務において、行政不服審査審理
		に係る速記業務委託契約(単価契約、支
		払額計157,850円)について、受注者に個
		人情報を扱わせているにもかかわらず、

	契約で定められた個人情報を廃棄又は消
	去した旨の証明書並びに個人情報の取扱
	責任者及び業務従事者の届出を提出させ
	ていなかった。

(イ) 出先機関 (5か所、17件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立公文書館	令和6年3月	(不適切事項)
	8日(令和6	1 契約事務において、庁舎清掃業務委託
	年1月24日職	契約(契約額26,860,460円)について、
	員調査)	予定価格が3,000万円以上であったことな
		どから、「地方公共団体の物品等又は特
		定役務の調達手続の特例を定める政令」
		の規定が適用される契約に係る入札手続
		により行うべきところ、条件付き一般競
		争入札を実施し、受託者を決定してい
		た。〔特記前出〕
		2 文書の管理において、県土整備局総務
		室が作成した文書の一部について、保存
		期間が満了していないため、総務局組織
		人材部文書課に引き継がれるべきとこ
		ろ、同室から誤って引き渡されたことに
		気付かないまま、保存期間が満了した非
		現用文書と誤認し、選別の上で廃棄して
		いた。
神奈川県横須賀三浦	令和6年4月	(不適切事項)
地域県政総合センタ	17日(令和6	1 契約事務において、次のとおり誤りが
<u> </u>	年3月6日か	あった。
	ら同月8日ま	(1) 庁用自動車運行管理業務委託契約の
	で及び同月11	変更設計額の積算に当たり、業務委託
	日職員調査)	の対象日を1日追加して積算していた
		が、当初設計に引き続き、変更設計に
		おいても誤って業務委託の対象ではな
		い日を1日含めたまま積算していたた
		め、変更後の契約額(5,459,074円)が
		30,316円過大であった。
		(2) 令和5年度県有緑地等緊急防災対策

事業県単(その13)小網代の森防護柵 更新工事ほか71件(支払額計 43,114,410円)の履行確認に当たり、 神奈川県財務規則に基づく検査調書を 作成していなかったにもかかわらず、 この場合に同規則により必要とされる 履行確認に関する記録の作成を行って いなかった。〔特記前出〕 2 事務事業の執行において、令和4年度 県有緑地等緊急防災対策工事 県単(そ の51) 測量業務委託契約(契約額 9,969,300円) について、測量法で定め る公共測量に該当するにもかかわら ず、国土地理院への計画書の提出及び 測量成果の送付などの手続を行ってい なかった。 神奈川県県央地域県|令和6年4月 (不適切事項) 政総合センター 15日(令和6 1 収入事務において、行政財産の使用許 年2月27日か 可に係る使用料 3 件、10,680円につい ら同月29日ま て、調定が3月を超えて遅れていた。 で及び3月12 契約事務において、かながわ農業サポ 日職員調査) ーター事業農園整備業務委託契約(耕う ん) (契約額46,200円) について、契約 書の作成を省略し、発注書の交付により 契約を締結していたため、履行期限延長 に当たっては変更発注書によるべきとこ ろ、口頭により行っていた。 3 財産管理事務において、支線柱1本及 び共架電線1本に係る行政財産の使用許 可について、事業者が許可申請せずに設 置していることを設置から10年以上経過 した令和5年4月に認識したため、不当 利得返還請求権に基づく使用許可前の期 間に係る使用料相当額69,977円のうち 46,127円について、事業者の消滅時効援 用により徴収できなかった。

神奈川県湘南地域県	会和6年4月	(不適切事項)
政総合センター	18日(令和6	1 予算の執行において、令和4年度神奈
	年2月19日か	
	ら同月22日ま	能林業機械等の導入)について、繰越明
	で職員調査)	許の繰越しに係る令和5年度予算の再配
		当を受けないまま、当該事業予算の再配
		当領が0円であったにもかかわらず、交
		付金1,413,000円を令和5年10月に支出し
		小金1,413,000円を予備3年10万に文田と ていた。〔特記前出〕
		2 支出事務において、令和3年度狩猟免
		許試験の申請に係る郵便が所在不明とな
		ったことにより、申請者が再申請に要し
		た費用等16,976円を支払っていた。
		3 文書の管理において、令和3年度狩猟
		免許試験の申請に係る郵便1通が所在不
		明となり、書類の管理が不適切であっ
		た。
神奈川県県西地域県	会和6年4月	
政総合センター	25日及び同年	1 予算の執行において、小田原合同庁舎
	9月24日(令	施設等転貸賃借料5件、2,863,604円につ
	和6年3月12	いて、(款)諸収入(項)雑入(目)雑
	日から同月15	入(節)総務費雑入とすべきところ、い
	日まで職員調	
	查)	間の開始日から長年にわたり、(款)財
	1	産収入(項)財産運用収入(目)財産貸
		付収入(節)土地建物等貸付収入で収入
		していた。〔特記前出〕
		2 支出事務において、保有する公用車2
		台について、業務上、テレビを視聴する
		必要性がないと認められるにもかかわら
		ず、テレビ受信機能を有するカーナビゲ
		ーションを搭載し、NHKと放送受信契
		約を締結しており、令和5年度において
		受信料13,232円を支払っていた。
		3 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。

(1) 令和4年度玄倉水源林整備業務(日
陰畑)ほか(ゼロ県債)に係る変更契
約(変更後契約額20,101,400円)につ
いて、神奈川県財務規則に基づき、契
約保証金の増額分738,551円を受注者が
納付したことを確認した後に変更契約
を締結すべきところ、納付前に変更契
約を締結していた。〔特記前出〕
(2) 令和4年度千代地区地区界測量業務
委託契約(契約額5,926,140円)の履行
確認に当たり、契約で定められた期限
の1日後に検査を完了していた。〔特
記前出)
(3) 令和5年度足柄幹線林道(小田原地
区) パトロール委託業務契約ほか1件
(単価契約、支払額計1,096,667円)の
締結に当たり、神奈川県財務規則運用
通知に定める見積合せを省略できる要
件に該当しないにもかかわらず、一者
随意契約を行っていた。〔特記前出〕
(要改善事項)
「箱根ジオパーク推進協議会における県
負担金に関する件」(前記3(1)ア参照)」

イ 総務局(8か所、11件)

(7) 本庁機関(6か所、9件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	30日(令和6	支出事務において、令和5年度神奈川県
	年7月1日職	庁舎(本庁舎・新庁舎・西庁舎)ほか2施
	員調査)	設で使用する令和5年4月分の電気代ほか
		2件(支払額計34,782,926円)について、
		契約で定められた期限までに支払を行って
		いなかった。また、名刺印刷代ほか2件
		(支払額計180,730円) について、政府契約
		の支払遅延防止等に関する法律で定められ

42

		ている期限までに支払を行っていなかっ
		た。〔特記前出〕
組織人材部職員厚生	令和6年8月	(不適切事項)
課	30日(令和6	収入事務において、職員健康管理センタ
	年7月4日職	ーで受診などした職員から徴収する診療費
	員調査)	自己負担分の収入に当たり、神奈川県財務
		規則及び同規則運用通知に定められた期限
		内に納付していないものが1件、774,580円
		あった。
組織人材部文書課	令和6年8月	(不適切事項)
	30日(令和6	契約事務において、ファクシミリの賃貸
	年7月3日職	借契約(契約額54,780円)に係る令和5年
	員調査)	8月分の履行確認に当たり、政府契約の支
		払遅延防止等に関する法律で定められた期
		限の26日後に検査を完了していた。
財政部財政課	令和6年8月	(不適切事項)
	30日及び同年	契約事務において、ふるさと納税支援業
	10月1日(令	務及び収納代行事務委託契約(単価契約、
	和6年7月10	支払額4,148,999円)について、事前公募の
	日職員調査)	対象となる専門的知識、経験、特殊な技術
		等を有することが必要不可欠な業務である
		とは認められないため、競争入札等を実施
		すべきところ、直接寄附申込可能な地方公
		共団体の数や決済手段等について合理的と
		は認められない業務実施要件を設定した上
		で事前公募を行い、所属が予定していた事
		業者と一者随意契約を締結していた。
財産経営部財産経営	令和6年8月	(不適切事項)
課	30日及び同年	財産管理事務において、次のとおり誤り
	10月1日(令	があった。
	和6年7月8	1 川崎市に対する普通財産(元サンライ
	日職員調査)	フ川崎敷地、5,227.00㎡)の貸付けに当
		たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収
		しているため、普通財産の無償貸付け及
		び減額貸付けに関する取扱基準に定める
		貸付料の無償及び減額基準に基づき、貸

付料を無償として貸し付けることができ ないにもかかわらず、長年にわたり無償 で貸し付けており、令和5年度において 貸付料26,538,930円を免除していた。 〔特記前出〕 2 社会福祉法人に対する普通財産(小児 医療相談センター敷地、427.20m²) の貸 付けに当たり、小児医療相談センターの 診療所部分では保険診療等が行われてお り、貸付けに係る施設の利用料が実費又 は低額とは認められないため、普通財産 の無償貸付け及び減額貸付けに関する取 扱基準に定める貸付料の無償及び減額基 準に基づき、診療所部分に係る貸付料を 減額して貸し付けることができないにも かかわらず、長年にわたり減額して貸し 付けており、令和5年度において貸付料 2,024,895円を減額していた。〔特記前 \mathbb{H} 財産経営部庁舎管理 令和6年8月 (不適切事項) 課 30日及び同年 1 支出事務において、次のとおり誤りが 10月1日(令 あった。 (1) 電気代1件、17,221,784円につい 和6年7月9 日職員調査) て、契約で定められた期限までに支払 を行っていなかった。〔特記前出〕 (2) 保有する公用車8台について、業務 上、テレビを視聴する必要性がないと 認められるにもかかわらず、テレビ受 信機能を有するカーナビゲーションを 搭載し、NHKと放送受信契約を締結 しており、令和5年度において受信料 52,928円を支払っていた。〔特記前 出) 2 契約事務において、横浜合同庁舎空調 設備改修工事監理業務委託(契約額 2,178,000円)の検査に当たり、政府契約

	の支払遅延防止等に関する法律で定めら
	れた期限の5日後に検査を完了してい
	た。

(イ) 出先機関(2か所、2件)

ſ	監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
	神奈川県相模原県税	令和6年7月	(不適切事項)
	事務所	9日(令和6	税務事務において、個人事業税の課税に
		年1月31日職	当たり、建物の貸付規模が事業と認定すべ
		員調査)	き基準に満たなかったにもかかわらず、不
			動産貸付業に該当するものとして誤って課
			税していたものが10件、2,100,100円(本
			税)あった。その結果、上記の課税誤り10
			件、2,100,100円(本税)の返還に当たり、
			還付加算金が63,700円発生していた。〔特
			記前出)
	神奈川県横須賀県税	令和6年3月	(不適切事項)
	事務所	8日及び同年	横須賀県税事務所管内分の令和5年4月
		10月8日(令	の県税調定収入報告書(滞納繰越分)(以
		和5年12月21	下「報告書」という。)の作成に当たり、
		日職員調査)	個人県民税の調定額として令和4年度末の
			滞納繰越分の収入未済額(400,621,103円)
			を記載すべきところ、誤って同年度末の滞
			納繰越分の調定累計額(779,628,958円)を
			記載していた。その結果、令和5年度の決
			算事務の過程において、同事務所管内分の
			個人県民税の滞納繰越分に係る金額につい
			て、報告書に記載されていた誤った個人県
			民税の調定額をそのまま会計システムに登
			録していた。

ウ くらし安全防災局(3か所、6件)

(7) 本庁機関(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
防災部消防保安課	令和6年8月	(不適切事項)
	21日(令和6	支出事務において、次のとおり誤りがあ

年7月1日及	いった。
び同月2日職	1 令和5年度自動車運行管理業務委託契
員調査)	約(契約額6,798,000円)に係る令和5年
	5月分の支払額566,500円について、契約
	で定められた期限までに支払を行ってい
	なかった。その結果、遅延利息1件、200
	円を支払っていた。
	2 第7回工業保安行政担当職員研修に係
	る講師への謝礼金3件、102,000円につい
	て、支払が履行確認後3月を超えて遅れ
	ていた。

(イ) 出先機関(2か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県温泉地学研	令和6年9月	(不適切事項)
究所	18日(令和5	1 予算の執行において、所属する研究者
	年12月5日職	から令和5年度に譲渡されたとする科学
	員調査)	研究費補助金及び学術研究助成基金助成
		金の間接経費3,018,000円について、地方
		自治法の規定に基づき歳入予算に編入す
		べきところ、これを行わず、令和4年度
		からの間接経費の繰越分563,000円と合わ
		せて計3,581,000円について、市中銀行に
		開設した預金口座で別途に経理してい
		た。〔特記前出〕
		2 契約事務において、寄観測点地震・傾
		斜観測装置の購入契約(契約額
		39,325,000円) について、平成20年3月
		28日付け会計局総務課長通知に反し、予
		定価格が160万円を超える随意契約であっ
		たにもかかわらず、契約結果を公表して
		いなかった。〔特記前出〕
神奈川県総合防災セ	令和6年5月	(不適切事項)
ンター	14日(令和6	契約事務において、次のとおり誤りがあ
	年5月10日及	った。
	び同月14日職	1 消防用ホース売買契約(契約額

員調査)	1,504,800円)の履行確認に当たり、神奈
	川県財務規則に基づき検査調書を作成し
	なければならない場合に該当するにもか
	かわらず、これを作成していなかった。
	2 神奈川県消防学校専科教育救急科教育
	訓練実施業務委託契約(契約額9,733,900
	円)について、平成20年3月28日付け会
	計局総務課長通知に反し、予定価格が100
	万円を超える随意契約であったにもかか
	わらず、契約結果を公表していなかっ
	た。

エ 文化スポーツ観光局 (2か所、4件) 本庁機関 (2か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
国際課	令和6年7月	(不適切事項)
	31日(令和6	1 支出事務において、拉致問題啓発タペ
	年6月11日職	ストリー掲示用ロープ及び結束バンド購
	員調査)	入代1件、28,600円について、政府契約
		の支払遅延防止等に関する法律に定めら
		れている期限までに支払を行っていなか
		った。
		2 財産管理事務において、公益財団法人
		に対する市町村研修センター事務室及び
		講師控室の使用に伴う行政財産の使用許
		可に当たり、行政財産の使用許可取扱要
		領に定める使用料減免の対象とならない
		にもかかわらず、使用料を免除してい
		た。これにより、令和5年度の使用料1
		件、1,331,906円が徴収不足であった。
		[特記前出]
スポーツ課	令和6年7月	(不適切事項)
	31日(令和6	1 予算の執行において、伊勢原射撃場空
	年6月13日職	調設備設置工事契約1件、880,000円の執
	員調査)	行に当たり、エアコン2台(計440,000
		円)については「(節)備品購入費」と

すべきところ、全額を「(節)需用費」で
執行していた。
2 物品管理事務において、工事により取
得したエアコン2台(価格計440,000円)
について、出納の通知や備品台帳への記
録など神奈川県財務規則に定める物品の
出納及び管理に係る手続を行っていなか
った。

オ 環境農政局(17か所、35件)

(7) 本庁機関(8か所、9件)

	9 什 <i>/</i>	プロオモフルモルギャモ
監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	16日(令和6	1 収入事務において、令和5年7月分の
	年6月17日職	沿岸漁業改善資金貸付金償還金3件、
	員調査)	660,000円について、調定が3月を超えて
		遅れていた。
		2 契約事務において、第52回水源環境保
		全・再生かながわ県民フォーラム開催に
		係る会場及び備品等の使用契約(契約額
		1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県
		財務規則の規定に基づき契約書を作成し
		なければならない場合であったにもかか
		わらず、契約書の作成を省略していた。
環境部資源循環推進	令和6年8月	(不適切事項)
課	16日(令和6	支出事務において、公益財団法人かなが
	年6月26日職	わ海岸美化財団の基本財産運用益減少分補
	員調査)	てんに係る海岸清掃事業負担金(令和5年
		度支払額400,000円)について、当該負担金
		の支出の根拠とされている平成11年の基本
		財産取崩時の県と同財団との合意に係る法
		的整理がなされていなかったにもかかわら
		ず、長年にわたり基本財産運用益相当額と
		して財団に対し当該負担金の支出を続けて
		いた。

(不) (不適切事項)			() () () () () ()
年6月28日職 長託契約ほか1件(単価契約、支払額計員調査) 6,048,350円)について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 とを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 とを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 業の事項 16日(令和6 長調査) 契約事務において、第52回水源環境保年6月28日職会・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約(契約額1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 「一規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。「一規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 「不適切事項」を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 「不適切事項」 16日(令和6年6月19日職費を行うにきたり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物契約事務において、令和5年度畜産業物の高騰対応費補助事業申請受付等業務委託	緑政部目然環境保全	令和6年8月	(不適切事項)
長水産部産産課 令和6年8月 (不適切事項) にいて、支出負担行為額に下足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 (不適切事項) 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約(契約額1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であかたにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合であかたにもかかわらず、これを作成していなかった。 (不適切事項) 「第9の執行において、令和4年度繰越明年6月27日職許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出た機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 「16日(令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 「16日(令和6年8月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付長調査) 「不適切事項」 「25日とでしていた。 (不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日と不適切事項) 「25日を経済ででは、2500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 「25日を発音を業物の高騰対応費補助事業申請受付等業務委託	課	16日(令和6	予算の執行において、イノシシ捕獲業務
不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 緑政部水源環境保全 令和6年8月 16日(令和6 年6月28日職 負調査) 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約(契約額1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわけばならない場合に該当するにもかかわけて、で適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地食6月19日職 食6月19日職 改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 令和6年8月 16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 の高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		年6月28日職	委託契約ほか1件(単価契約、支払額計
を看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 緑政部水源環境保全 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係名会場及び備品等の使用契約(契約額1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、これを作成していなかった。 (不適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		員調査)	6,048,350円) について、支出負担行為額に
を増額していた。			不足が生じていたにもかかわらず、このこ
緑政部水源環境保全 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、第52回水源環境保 年6月28日職 全・再生かながわ県民フォーラム開催に係 る会場及び備品等の使用契約 (契約額 1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 (不適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明年6月27日職 許費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月27日職 許費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地 世 年6月19日職 世 年6月19日職 世 年6月19日職 世 日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 月13日(令 信高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			とを看過し、業務完了後に支出負担行為額
課 16日 (令和6 契約事務において、第52回水源環境保 年6月28日職 会場及び備品等の使用契約(契約額 1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 (不適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明年6月27日職許費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月(不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			を増額していた。
年6月28日職 会・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約(契約額1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項) 計費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 相助金交付事務において、神奈川県土地食6月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 提水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 場外事務において、令和5年度畜産業物価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託	緑政部水源環境保全	令和6年8月	(不適切事項)
日調査) る会場及び備品等の使用契約(契約額 1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 (不適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 (不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物 9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託	課	16日(令和6	契約事務において、第52回水源環境保
1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明音の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物質月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		年6月28日職	全・再生かながわ県民フォーラム開催に係
務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項) 16日(令和6 子算の執行において、令和4年度繰越明年6月27日職計費に係る繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地、改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月(不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物の月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		員調査)	る会場及び備品等の使用契約(契約額
ればならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項) 予算の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物の16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物の月13日(令			1,853,500円)の締結に当たり、神奈川県財
ず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項) 16日(令和6 子算の執行において、令和4年度繰越明年6月27日職計費に係る繰越予算の再配当に当たり、財員調査) 政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 16日(令和6年月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 2約事務において、令和5年度畜産業物の高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			務規則の規定に基づき契約書を作成しなけ
同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項)			ればならない場合であったにもかかわら
ければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 緑政部森林再生課 令和6年8月 (不適切事項) 16日(令和6 予算の執行において、令和4年度繰越明年6月27日職許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地年6月19日職日等に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 16日及び同年契約事務において、令和5年度畜産業物9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			ず、契約書の作成を省略していた。また、
おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 おびいのでは、これを作成していなかった。 子算の報行において、令和4年度繰越明 午6月27日職 許費に係る繰越予算の配当に当たり、財 政課から繰越予算の配当がされた令和5年 6月15日以降、令和5年度事業として必要 な予算について速やかに出先機関に再配当 を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年 1月25日と著しく遅れていた。 大変がきましく遅れていた。 本のの事では、一次では、一次では、本ののののでは、に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 大変がまず補助・主には、本のののでは、に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 大変がきまが、では、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変がは、大変が			同規則の規定に基づき検査調書を作成しな
緑政部森林再生課 令和6年8月 16日(令和6 年6月27日職 日6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年6月27日職 日7年7日			ければならない場合に該当するにもかかわ
16日(令和6年6月27日職 音響に係る繰越予算の再配当に当たり、財 政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 (不適切事項) 16日(令和6年6月19日職 改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月(不適切事項) 2月13日(令価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			らず、これを作成していなかった。
年6月27日職 員調査)	緑政部森林再生課	令和6年8月	(不適切事項)
政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県土地年6月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月(不適切事項) 契約事務において、令和5年度畜産業物9月13日(令価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		16日(令和6	予算の執行において、令和4年度繰越明
6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月(不適切事項) 16日(令和6 補助金交付事務において、神奈川県土地年6月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月(不適切事項) 16日及び同年契約事務において、令和5年度畜産業物9月13日(令価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		年6月27日職	許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財
な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月(不適切事項) 16日(令和6 補助金交付事務において、神奈川県土地年6月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月(不適切事項) 16日及び同年契約事務において、令和5年度畜産業物9月13日(令価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		員調査)	政課から繰越予算の配当がされた令和5年
を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当(1,413,000円)が令和6年 1月25日と著しく遅れていた。 農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 16日(令和6 補助金交付事務において、神奈川県土地年6月19日職改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			6月15日以降、令和5年度事業として必要
ターへの再配当 (1,413,000円) が令和6年 1月25日と著しく遅れていた。農水産部農地課令和6年8月 (不適切事項)16日(令和6 年6月19日職 (本) 			な予算について速やかに出先機関に再配当
カータ カー			を行うべきところ、湘南地域県政総合セン
農水産部農地課 令和6年8月 (不適切事項) 16日(令和6 補助金交付事務において、神奈川県土地 年6月19日職 改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付 員調査) に当たり、交付申請書の受理から3月を超 えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			ターへの再配当(1,413,000円)が令和6年
16日(令和6 補助金交付事務において、神奈川県土地 年6月19日職 改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付 員調査) に当たり、交付申請書の受理から3月を超 えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			1月25日と著しく遅れていた。
年6月19日職 改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付 員調査) に当たり、交付申請書の受理から3月を超 えて交付決定していた。 農水産部畜産課	農水産部農地課	令和6年8月	(不適切事項)
員調査)に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。農水産部畜産課令和6年8月 (不適切事項)16日及び同年 9月13日(令契約事務において、令和5年度畜産業物 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		16日(令和6	補助金交付事務において、神奈川県土地
えて交付決定していた。 農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		年6月19日職	改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付
農水産部畜産課 令和6年8月 (不適切事項) 16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託		員調査)	に当たり、交付申請書の受理から3月を超
16日及び同年 契約事務において、令和5年度畜産業物 9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託			えて交付決定していた。
9月13日(令 価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託	農水産部畜産課	令和6年8月	(不適切事項)
		16日及び同年	契約事務において、令和5年度畜産業物
和6年6月20 契約(契約額1,590,446円)の締結に当た		9月13日(令	価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託
74 0 7 0 7 13 0 0 0 7 13 1 0 0 0 1 10 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		和6年6月20	契約 (契約額1,590,446円) の締結に当た

	日職員調査)	り、事前公募の対象となる専門的知識、経
		験、特殊な技術等を有することが必要不可
		欠な業務であるとは認められないため、競
		争入札を実施すべきところ、事前公募を行
		い、所属が予定していた事業者と一者随意
		契約を締結していた。
農水産部水産課	令和6年8月	(不適切事項)
	16日(令和6	財産管理事務において、相模原市に対す
	年6月21日職	る普通財産(下水道事業に係る水準点、
	員調査)	0.72㎡) の貸付けに当たり、普通財産の無
		償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準
		に定める無償貸付けの対象とならないにも
		かかわらず、貸付料を無償としていた。こ
		れにより、令和5年度の使用料1件、240円
		が徴収不足であった。

(イ) 出先機関 (9か所、26件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学セ	令和6年5月	(不適切事項)
ンター	28日(令和6	1 予算の執行において、不当利得返還請
	年1月12日職	求権に基づく使用許可前の期間に係る使
	員調査)	用料相当額36,540円について、(款)諸収
		入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、
		(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)環
		境使用料で収入していた。
		2 財産管理事務において、共架電線柱2
		本に係る行政財産の使用許可について、
		事業者が許可申請せずに設置しているこ
		とを設置から10年以上経過した令和5年
		6月に認識したため、不当利得返還請求
		権に基づく使用許可前の期間に係る使用
		料相当額97,702円のうち61,162円につい
		て、事業者の消滅時効援用により徴収で
		きなかった。
神奈川県自然環境保	令和6年2月	(不適切事項)
全センター	21日及び同年	1 予算の執行において、所属する研究者

9月18日(令 和6年1月9 日及び同月10 日職員調査) から、令和5年度に譲渡されたとする学 術研究助成基金助成金の間接経費420,000 円について、地方自治法の規定に基づき 歳入予算に編入すべきところ、これを行 わず、市中銀行に開設した預金口座で別 途に経理していた。〔特記前出〕

- 2 支出事務において、令和5年度湖尻園 地運動広場水飲み場漏水修理代1件、 22,000円について、政府契約の支払遅延 防止等に関する法律に定められている期 限までに支払を行っていなかった。〔特 記前出〕
- 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - (1) 自動販売機設置場所賃貸借契約(契約総額1,177,545円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に基づく貸付けに当たり、缶、ペットボトル、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。
 - (2) 令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件(支払額計19,530円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 [特記前出]
 - (3) 令和5年度ニホンジカ管理捕獲業務 委託契約ほか2件(契約額計77,667,989円)について、平成20年3 月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契 約であったにもかかわらず、契約結果

を公表していなかった。〔特記前出〕 4 財産管理事務において、次のとおり誤 りがあった。 (1) 給水管設置のための行政財産の使用 許可に当たり、行政財産の使用許可取 扱要領に定める使用料減免基準に該当 しないにもかかわらず、使用料を免除 しているものがあった。これにより、 令和5年度の使用料1件、1,105円が徴 収不足であった。〔特記前出〕 (2) 鳥居原園地における行為の許可に当 たり、主催者からの申請に基づき許可 すべきところ、主催者には当たらない 相模原市からの申請に基づき許可して いた。 (要改善事項) 「大涌谷園地の引率入場業務に係る県負 担金に関する件」(前記3(1)イ参照) 神奈川県農業技術セ 令和6年9月 (不適切事項) ンター 18日 (令和6 予算の執行において、所属する研究者が 年4月18日及 共同研究の分担者として交付を受けた科学 び同月19日職 研究費補助金及び学術研究助成基金助成金 員調査) (以下「補助金等」という。) について、 他の研究機関との共同研究による県の収入 であると誤認したため、補助金等の直接経 費1,211,500円について、県が譲渡を受ける べき資金ではないにもかかわらず、県の歳 入としていた。また、補助金等の間接経費 363,450円について、当該研究者を納入者と して歳入の調定をして譲渡を受けるべきと ころ、共同研究の代表者が所属する研究機 関から補助金等の送金を受けるに当たり、 当該代表者が所属する研究機関を納入者と して歳入の調定を行い、県の歳入としてい た〔特記前出〕 (要改善事項)

		「車検等請負契約に関する件」(前記3
		(1)ウ参照)
神奈川県立かながわ	令和6年4月	(不適切事項)
農業アカデミー[既	24日(令和6	契約事務において、かながわ農業アカデ
報告	年2月2日職	ミー給食業務委託契約(契約額9,485,916
	員調査)	円)について、平成20年3月28日付け会計
		局総務課長通知に反し、予定価格が100万円
		を超える随意契約であったにもかかわら
		ず、契約結果を公表していなかった。
神奈川県畜産技術セ	令和6年9月	(不適切事項)
ンター	13日(令和6	1 予算の執行において、不当利得返還請
	年1月22日職	求権に基づく使用許可前の期間に係る使
	員調査)	用料相当額42,027円について、(款)諸収
		入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、
		(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)農
		林水産業使用料で収入していた。
		2 収入事務において、行政財産の使用許
		可(許可期間:令和5年3月6日から令
		和9年3月31日まで)に係る令和4年度
		分の使用料1件、414円について、調定を
		行っていなかった。
		3 支出事務において、次のとおり誤りが
		あった。
		(1) 肥料の購入代ほか1件(支払額計
		142,340円) について、政府契約の支払
		遅延防止等に関する法律に定められて
		いる期限までに支払を行っていなかっ
		た。
		(2) 酪農家が使用する搾乳器具の有機物
		測定に当たり、職員が自ら機材を分解
		し破損させてしまったことにより、機
		器修理代金相当額として機器所有者へ
		の見舞金1件、154,660円を支払ってい
		た。〔特記前出〕
		4 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。

		(1) バルククーラー撹拌機修理代1件、
		19,800円について、緊急時等の対応と
		して起案用紙等を用いて予め方針を伺
		った上で発注すべきところ、これを行
		わずに発注していた。
		(2) コロッケの購入(単価契約、支払額
		2,200円)について、見積書を提出させ
		る前に業務を開始させていた。
神奈川県水産技術セ	令和6年7月	(不適切事項)
ンター	5日(令和6	支出事務において、次のとおり誤りがあ
	年4月5日職	った。
	員調査)	1 駐車場賃貸借料ほか1件(支払額計
		623,100円) について、契約で定められた
		期限までに支払を行っていなかった。
		2 有料駐車場代3件、3,300円について、
		予期できた経費であったため、資金前渡
		により支払うべきところ、職員が立て替
		えて支払っていた。
神奈川県水産技術セ	令和6年6月	(不適切事項)
ンター内水面試験場	11日(令和6	1 支出事務において、令和5年4月分の
	年4月8日職	水道料金1件、11,039円について、納期
	員調査)	限までに支払を行っていなかった。
		2 契約事務において、令和5年度4月分
		のプロパンガス代ほか22件(支払額計
		158,182円)の履行確認に当たり、神奈川
		県財務規則に基づく検査調書を作成して
		いなかったにもかかわらず、この場合に
		同規則により必要とされる履行確認に関
		する記録の作成を行っていなかった。
		[特記前出]
神奈川県水産技術セ	令和6年6月	(不適切事項)
ンター相模湾試験場	11日(令和6	支出事務において、二枚貝類の増養殖技
	年4月9日職	術開発に係る貝毒検査委託業務委託料1
	員調査)	件、110,000円について、政府契約の支払遅
		延防止等に関する法律に定められている期
·		

神奈川県西部漁港事	令和6年9月	(不適切事項)
務所	18日(令和6	1 予算の執行において、令和3年度県営
	年4月8日及	漁港整備事業(県単)小田原市浜町西側
	び同月9日職	海岸保全区域測量業務委託・令和4年度
	員調査)	県営漁港整備事業(県単)小田原市浜町
		西側海岸保全区域測量業務委託合併ほか
		2件(契約額計24,264,900円)の執行に
		当たり、海岸保全区域の見直しに向けた
		土地境界確定のための用地測量につい
		て、新たに設定する海岸保全区域線と接
		する土地だけでなく、必ずしも用地境界
		を明確にする必要のない土地についても
		実施していた。その結果、本来用地測量
		を実施する必要がなかった土地に係る測
		量費1,414,600円を支払っていた。〔特記
		前出〕
		2 収入事務において、領収した現金4
		件、320円について、神奈川県財務規則で
		定める現金領収書の交付、出納員等への
		現金の引継ぎ及び現金出納簿への記載を
		行っていなかった。〔特記前出〕

カ 福祉子どもみらい局 (11か所、22件)

(ア) 本庁機関(3か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	28日(令和6	支出事務において、介護サービス情報調
	年6月27日職	査事業委託契約3件に係る令和5年10月分
	員調査)	の支払額計3,468,420円について、契約で定
		められた期限までに支払を行っていなかっ
		た。その結果、遅延利息3件、3,100円を支
		払っていた。 〔特記前出〕
福祉部障害福祉課	令和6年8月	(不適切事項)
	28日及び同年	1 支出事務において、レセプト電子デー
	9月18日(令	タ提供に関する契約(単価契約、支払額
	和6年7月16	1,003,988円)に係る令和5年3月の請求

	日職員調査)	分(支払額87,369円)について、契約で
		定められた期限までに支払を行っていな
		かった。
		2 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。
		(1) 令和5年度神奈川県地域生活支援事
		業(川崎圏域)業務委託契約(契約額
		11,533,000円)について、研修の受講
		人数の減少に伴って変更契約を締結す
		べきところ、これによらず、受注者か
		ら提出された業務実績報告書等に基づ
		き、当初契約額より342,480円減額した
		11,190,520円を支払っていた。〔特記
		前出]
		(2) 令和5年度相談支援従事者等養成・
		確保推進事業委託業務契約(横浜圏
		域)ほか1件(契約額計3,560,000円)
		について、概算払を行う契約ではない
		にもかかわらず、契約書に精算に関す
		る条項を付していた。
福祉部生活援護課	令和6年8月	(不適切事項)
	28日(令和6	支出事務において、令和5年度援護シス
	年7月12日職	テムの運用支援業務委託契約ほか1件(契
	員調査)	約額計3,037,540円)に係る令和5年10月分
		の支払額2件、138,948円について、契約で
		定められた期限までに支払を行っていなか
		った。

(イ) 出先機関(8か所、17件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県中央児童相	令和6年9月	(不適切事項)
談所	6日(令和6	支出事務において、次のとおり誤りがあ
	年2月7日職	った。
	員調査)	1 児童移送のための乗車券及び普通手回
		品切符購入代金1件、5,730円の資金前渡
		による支払について、当該資金前渡の決

		裁を支払期日までに得ることができなか
		ったため、児童健康診断手数料に係る前
		渡金として既に受領していた20,000円か
		ら一時的に流用して支払っていた。
		2 職員が立て替えて支払った有料駐車場
		利用料金10件、3,390円について、立替金
		の請求期限後に請求が行われていた。
		〔特記前出〕
		3 児童一時保護委託費(施設委託費)1
		件、482,368円について、政府契約の支払
		遅延防止等に関する法律に定められてい
		る期限までに支払を行っていなかった。
		その結果、遅延利息1件、300円を支払っ
		ていた。
神奈川県平塚児童相	令和6年3月	(不適切事項)
談所 [既報告]	1日(令和6	契約事務において、庁舎清掃業務委託契
	年1月11日職	約(契約額1,969,000円)の履行確認に当た
	員調査)	り、神奈川県財務規則に基づき検査調書を
		作成しなければならない場合に該当するに
		もかかわらず、これを作成していなかっ
		た。〔特記前出〕
神奈川県鎌倉三浦地	令和6年2月	(不適切事項)
域児童相談所	7日(令和5	契約事務において、次のとおり誤りがあ
	年12月4日職	った。
	員調査)	1 庁舎清掃業務委託契約ほか1件(契約
		額計13,458,390円、契約期間:令和5年
		4月1日から令和6年3月31日まで) に
		ついて、契約期間の開始日が令和5年4
		月1日であるため、会計局長通知に基づ
		き同月30日までに契約すべきところ、同
		年5月1日に締結していた。〔特記前
		出
		2 契約事務において、令和5年3月3日
		に利用したタクシー代9,740円について、
		令和4年度予算で執行する業務であった
		ため、令和5年3月31日までに履行確認

中奈川県大和綾瀬地 令和6年7月 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 (知度類別を指していた。 での一次の一位を担けている。 での一方では、 一方では、 一方			
借上げに係る契約(単価契約、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に基づき支払うことができず、同一業者に発注した令和5年度のタクシーの借上げに係る契約(単価契約、契約期間:令和6年4月1日から令和6年3月31日まで)に基づき支払っていた。 神奈川県厚木児童相 令和6年7月 数所 5日(令和6年2月19日職 年2月19日職 が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 神奈川県大和綾瀬地 令和6年1月 24日及び同年 9月2日(令和5年12月4日職員調査) 24日及び同年 9月2日(令和5年12月4日職員調査) 24日及び同年 9月2日(帝和6年1月2日に行っていた。 で適切事項 18日(令和6年1月2月1日本) 2年8月1日本 日職員調査 18日(令和6年1月1日に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていた。 (特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞 講託料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていた。 (特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞 講託料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			すべきところ、これを行っていなかっ
問:令和4年4月1日から令和5年3月 31日まで)に基づき支払うことができず、同一業者に発注した令和5年度のタクシーの借上げに係る契約(単価契約、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に基づき支払っていた。 神奈川県厚木児童相 令和6年7月 (不適切事項) を担ける人人における人人者が1者のみり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争人札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 神奈川県大和綾瀬地 令和6年1月 域児童相談所 24日及び同年 9月2日(令 和5年12月4 日職員調査) 1件、20,454円について、和5年12月4 日職員調査 定められている期限までに支払を行っていなかった。 (不適切事項) 1 子算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職年2月5日職日・2月5日に大っていた。「特記前出)2 支出事務において、令和4年度新聞時間・2月5日に大っていたの対限までに支払を行っていなかり、2月5日に大っていたの対限までに支払を行っていなかり、2月5日によります。			た。その結果、令和4年度のタクシーの
31日まで)に基づき支払うことができず、同一業者に発注した令和5年度のタクシーの借上げに係る契約(単価契約、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に基づき支払っていた。 神奈川県厚木児童相令和6年7月 (不適切事項) (不適切事項) (契約額653,400円)について、指名競争人札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令和6年1月 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 (施設委託費)1件、20,454円について、和5年12月4日職員調査) でかった。 (不適切事項) (本適り事項) (不適切事項) (本適り事項) (不適り事項) (本の方と、同時において、令和4年度新聞年2月5日職 講読料1件、19,800円について、令和4年度新聞時記計1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかの支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			借上げに係る契約(単価契約、契約期
ず、同一業者に発注した令和5年度のタクシーの借上げに係る契約(単価契約、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に基づき支払っていた。 神奈川県厚木児童相 令和6年7月 (不適切事項) 5日(令和6 契約事務において、機械警備業務委託契年2月19日職約(契約額653,400円)について、指名競争員調査) 入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令和5年12月4日職員調査) でかられている期限までに支払を行っていなかった。 (不適切事項) 1 子算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職 講読料1件、19,800円について、令和4年年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 [物記前出] 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行うていた。 [物記前出] 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			間:令和4年4月1日から令和5年3月
クシーの借上げに係る契約(単価契約、 契約期間:令和5年4月1日から令和6 年3月31日まで)に基づき支払っていた。 神奈川県厚木児童相 令和6年7月 (不適切事項) 5日 (令和6 契約事務において、機械警備業務委託契 年2月19日職 約 (契約額653,400円) について、指名競争 入札における入札者が1者のみであり入札 が不成立となったため、別の競争者を指名 するなどして新たな競争入札を行うべきと ころ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (施設委託費) 1件、20,454円について、和5年12月4 日職員調査) (本適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令 (施設委託費) 1件、20,454円について、和5年12月4 日職員調査) 定められている期限までに支払を行っていなかった。 神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 18日(令和6 年2月5日職 員調査) 「本適切事項」 第計料1件、19,800円について、令和4年度新聞 年2月5日職 員調査」 年4月1日に支出負担行為を行うべきと ころ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか			31日まで)に基づき支払うことができ
契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に基づき支払っていた。 神奈川県厚木児童相令和6年7月 (不適切事項) 5日(令和6 契約事務において、機械警備業務委託契年2月19日職員調査) 入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費9月2日(令和5年12月4日職員調査) (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費であられている期限までに支払を行っていなかった。 (不適切事項) 18日(令和6年6月 (不適切事項) 18日(令和6年6月 (不適切事項) 18日(令和6年6月 (不適切事項) 18日(令和6年6月 (不適切事項) 19月3日職員調査) 2 支出事務において、令和4年度新聞年2月5日職員調査) 4 7 7 9 の教行において、令和4年度新聞年2月5日職員調査) 5 2 2 2 3 8 4 5 4 6 5 6 5 6 6 5 6 6 6 6 6 7 6 7 6 6 6 6 7 6 7			ず、同一業者に発注した令和5年度のタ
#奈川県厚木児童相 令和6年7月 5日 (令和6 年2月19日職 5日 (令和6 年2月19日職 長調査) 契約事務において、機械警備業務委託契 (契約額653,400円)について、指名競争 人札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日 (令和5年12月4日職員調査) 定められている期限までに支払を行っていなかった。 (不適切事項) 1 予算の執行において、令和4年度新聞			クシーの借上げに係る契約(単価契約、
#奈川県厚木児童相 令和6年7月 5日 (令和6年7月 5日 (令和6年7月 5日 (令和6年7月 5日 (令和6年7月 5日 (令和6年7月 5日 (令和6年2月19日職 約 (契約額653,400円) について、指名競争 入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名 するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日 (令和5年12月4 日職員調査) 支出事務において、児童一時保護委託費 24日及び同年 9月2日 (令和5年12月4 日職員調査) (本適切事項) 1 子算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4年度新聞年2月5日職 講読料1件、19,800円について、令和4年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 (特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			契約期間:令和5年4月1日から令和6
神奈川県厚木児童相 令和6年7月 5日 (令和6 年2月19日職 5日 (令和6 年2月19日職 長調査) 契約事務において、機械警備業務委託契約 (契約額653,400円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (本適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日 (令和5年12月4日職員調査) 支出事務において、児童一時保護委託費 1件、20,454円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (本適切事項) 1 予算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職員調査) は一一年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 (特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていた。 (特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			年3月31日まで)に基づき支払ってい
談所 5日(令和6 契約事務において、機械警備業務委託契年2月19日職約(契約額653,400円)について、指名競争員調査) 入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費9月2日(令和5年12月4日職員調査) 1件、20,454円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (本適切事項) 18日(令和6年6月年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4年度新聞年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4年度新聞第二流料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていた。 (特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			た。
年2月19日職 約(契約額653,400円)について、指名競争 入札における入札者が1者のみであり入札 が不成立となったため、別の競争者を指名 するなどして新たな競争入札を行うべきと ころ、これを行わず、随意契約を行っていた。 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令 和5年12月4 日職員調査) 支出事務において、児童一時保護委託費 (施設委託費)1件、20,454円について、 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに支払を行っていなかった。 (不適切事項) 18日(令和6 年2月5日職	神奈川県厚木児童相	令和6年7月	(不適切事項)
員調査	談所	5日(令和6	契約事務において、機械警備業務委託契
が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 神奈川県大和綾瀬地 令和6年1月 (不適切事項) 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令 施設委託費)1件、20,454円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 1 予算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職員調査) 購読料1件、19,800円について、令和4年度新聞年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 [特記前出] 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか		年2月19日職	約(契約額653,400円)について、指名競争
するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。 神奈川県大和綾瀬地 令和6年1月 (不適切事項) 域児童相談所 24日及び同年 支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令 施設委託費)1件、20,454円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに支払を行っていなかった。 神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 1 予算の執行において、令和4年度新聞 年2月5日職		員調査)	入札における入札者が1者のみであり入札
ころ、これを行わず、随意契約を行っていた。			が不成立となったため、別の競争者を指名
#奈川県大和綾瀬地 令和6年1月 (不適切事項) 域児童相談所 24日及び同年 9月2日(令			するなどして新たな競争入札を行うべきと
神奈川県大和綾瀬地 域児童相談所 24日及び同年 9月2日(令 和5年12月4 日職員調査) 24日及び同年 日職員調査) 24日及び同年 の方契約の支払遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに支払を行っていなかった。 神奈川県立おおいそ 学園 18日(令和6 年2月5日職 員調査) 4年4月1日に支出負担行為を行うべきと ころ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、今和4 年4月1日に支出負担行為を行うべきと ころ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか			ころ、これを行わず、随意契約を行ってい
支出事務において、児童一時保護委託費 9月2日(令 (施設委託費) 1件、20,454円について、和5年12月4 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。			た。
9月2日(令 (施設委託費) 1件、20,454円について、和5年12月4 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに支払を行ってい なかった。 神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 18日(令和6 1 予算の執行において、令和4年度新聞 年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4 年4月1日に支出負担行為を行うべきと ころ、令和5年6月12日に行っていた。 [特記前出] 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか	神奈川県大和綾瀬地	令和6年1月	(不適切事項)
和5年12月4 日職員調査) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに支払を行ってい なかった。 神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 「第日(令和6 日 予算の執行において、令和4年度新聞 年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4 員調査) 「年4月1日に支出負担行為を行うべきと ころ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか	域児童相談所	24日及び同年	支出事務において、児童一時保護委託費
日職員調査) 定められている期限までに支払を行っていなかった。 神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 学園 18日(令和6 1 予算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4員調査)		9月2日 (令	(施設委託費) 1件、20,454円について、
なかった。		和5年12月4	政府契約の支払遅延防止等に関する法律に
神奈川県立おおいそ 令和6年6月 (不適切事項) 18日 (令和6 1 予算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4員調査)		日職員調査)	定められている期限までに支払を行ってい
学園 18日 (令和6 1 予算の執行において、令和4年度新聞年2月5日職 購読料1件、19,800円について、令和4 年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 [特記前出] 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか			なかった。
年2月5日職 員調査) 購読料1件、19,800円について、令和4 年4月1日に支出負担行為を行うべきと ころ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか	神奈川県立おおいそ	令和6年6月	(不適切事項)
 (特記前出) (特記前出) (本名月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 (特記前出) (支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか 	学園	18日(令和6	1 予算の執行において、令和4年度新聞
ころ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか		年2月5日職	購読料1件、19,800円について、令和4
(特記前出) 2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなか		員調査)	年4月1日に支出負担行為を行うべきと
2 支出事務において、令和4年度新聞購 読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか			ころ、令和5年6月12日に行っていた。
読料1件、19,800円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか			〔特記前出〕
の支払遅延防止等に関する法律に定めら れている期限までに支払を行っていなか			2 支出事務において、令和4年度新聞購
れている期限までに支払を行っていなか			読料1件、19,800円について、政府契約
			の支払遅延防止等に関する法律に定めら
った。			れている期限までに支払を行っていなか
			った。

神奈川県立青少年セ|令和6年1月|(不適切事項) ンター「既報告〕 23日 (令和5 1 契約事務において、次のとおり誤りが 年12月7日及 あった。 び同月8日職 (1) 科学部業務用品運搬料(8月分)1 員調査) 件、60,470円の履行確認に当たり、神 奈川県財務規則に基づく検査調書を作 成していなかったにもかかわらず、こ の場合に同規則により必要とされる履 行確認に関する記録の作成を行ってい なかった。 (2) 相談窓口紹介カード2023印刷契約 (契約額1,078,000円) の履行確認に当 たり、検査員に指定されていない他の 所属の職員が受領者となる納品分につ いて、物品検収要領に反し、納品物品 と納品書等との照合結果を口頭で報告 させており、給付の完了を確認するた めの検査が適切に行われていなかっ た。 2 物品管理事務において、次のとおり誤 りがあった。 (1) 令和5年7月12日、同年9月13日及 び同年10月24日に購入し、事業の用に 供した図書カード131枚、計168,000円 について、印紙類出納簿へ受払いを記 載していなかった。 (2) 賃貸借により調達した電子複写機3 台(単価契約)について、借用物品台 帳への記録や借用物品管理票の作成な ど、神奈川県財務規則に定める物品の 管理に係る手続を行っていなかった。 〔特記前出〕 (要改善事項)

「青少年センターの機械警備業務委託に

関する件」(前記3(1)工参照)

さがみ緑風園 [既報	令和	6年3月	(不適切事項)
告]		28日	(令和6	1 予算の執行において、スクリーンほか
		年1.	月22日職	17点の購入代1件、147,970円の執行に当
		員調	査)	たり、全額を「(節)需用費」とすべき
				ところ、スクリーン(82,500円)につい
				ては「(節)備品購入費」で執行してい
				た。
				2 契約事務において、中央監視装置更新
				工事契約(契約額21,065,000円)につい
				て、再度入札の不調による随意契約の締
				結に当たり、神奈川県財務規則運用通知
				に定める見積合せを省略できる要件に該
				当しないにもかかわらず、一者随意契約
				を行っていた。〔特記前出〕

キ 健康医療局 (14か所、19件)

(7) 本庁機関(3か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	27日(令和6	支出事務において、調理師試験教室用掲
	年7月3日職	示物の印刷代1件、75,900円について、政
	員調査)	府契約の支払遅延防止等に関する法律に定
		められている期限までに支払を行っていな
		かった。
保健医療部医療整	令和6年8月	(不適切事項)
備・人材課	27日及び同年	1 支出事務において、令和5年度下半期
	10月8日(令	神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金
	和6年7月16	事業運営業務委託契約 (契約額
	日職員調査)	22,730,785円)について、受注者へ提供
		した当該支援金の申請案内の原稿の一部
		に誤りがあったことから、受注者におい
		て当該申請案内の再印刷等が必要となっ
		た。これにより、759,000円の追加費用が
		発生していた。〔特記前出〕
		2 財産管理事務において、看護師等修学
		資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸

		/ I A)
		付金について、返済免除を決定していた
		もの(看護師等修学資金貸付金105件、
		47,564,268円及び理学療法士等修学資金
		貸付金1件、125,000円)があったにもか
		かわらず、これらを債権額から控除して
		おらず、債権管理が不適切であった。
		〔特記前出〕
保健医療部がん・疾	令和6年8月	(不適切事項)
病対策課	27日(令和6	1 支出事務において、令和5年6月分の
	年7月17日職	専用回線サービス電話料金1件、15,092
	員調査)	円について、支払期限までに支払を行っ
		ていなかった。
		2 契約事務において、神奈川県指定難病
		特定医療費等管理システム改修業務委託
		契約(契約額11,719,400円)及び肝炎ウ
		イルス検査業務委託2件(単価契約、支
		払額計32,626円)について、受注者に個
		人情報を扱わせているにもかかわらず、
		契約で定められた個人情報を廃棄又は消
		去した旨の証明書を提出させていなかっ
		た。〔特記前出〕

(イ) 出先機関(11か所、14件)

	17117	
監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所	令和6年10月	(不適切事項)
	2日(令和5	予算の執行において、所属する研究者か
	年12月5日及	ら令和5年度に譲渡等されたとする学術研
	び同月6日職	究助成基金助成金の間接経費660,000円、当
	員調査)	該助成金の直接経費に関して生じた利子46
		円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経
		費480,000円について、地方自治法の規定に
		基づき歳入予算に編入すべきところ、これ
		を行わず、令和4年度からの間接経費等の
		繰越分など1,465,335円と合わせて計
		2,605,381円について、市中銀行に開設した
		預金口座で別途に経理していた。〔特記前

		出)
神奈川県平塚保健福	令和6年3月	(不適切事項)
祉事務所	19日(令和5	予算の執行において、令和4年4月に開
	年12月11日及	催した感染症診査協議会の委員報酬19,000
	び同月12日職	円について、令和4年度の歳出として整理
	員調査)	する必要があったにもかかわらず、履行確
		認を行わないまま会計年度が終了したた
		め、令和4年度予算で支出ができず、令和
		5年度予算により支出していた。〔特記前
		出)
神奈川県平塚保健福	令和6年3月	(不適切事項)
祉事務所秦野センタ	19日(令和5	財産管理事務において、第一種電話柱2
_	年12月13日及	本及び支線1条に係る行政財産の使用許可
	び同月15日職	(使用料3,360円) について、許可期間の開
	員調査)	始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県鎌倉保健福	令和6年2月	(不適切事項)
祉事務所三崎センタ	15日(令和5	財産管理事務において、栄養指導室に係
一 [既報告]	年12月20日及	る行政財産の使用許可1件について、令和
	び同月21日職	5年8月23日までに使用許可をすべきとこ
	員調査)	ろ、これを行わず、許可がないまま栄養指
		導室を使用させ、その後、許可申請書を受
		領した上、遡って許可を行っていた。
神奈川県小田原保健		(不適切事項)
福祉事務所	13日(令和6	契約事務において、令和5年度生活困窮
		者等就労準備支援事業及び居住不安定者等
	, , , , , ,	居宅生活移行支援事業委託契約ほか1件
	員調査)	(精算額計9,869,298円) について、契約期
		間の開始日が令和5年4月1日であるた
		め、会計局長通知に基づき同月30日までに
		契約すべきところ、同年5月8日に締結し、
	A	ていた。
神奈川県厚木保健福		(不適切事項)
祉事務所大和センタ	, , , ,	歳計外現金事務において、健康づくりの
_		ためのデータ活用事業に係る地区別研修講
	員調査)	師への謝礼金等に係る所得税及び復興特別
		所得税2件、7,694円について、法定納期限

		内に納付を行っていなかった。
神奈川県立煤ケ谷診	令和6年6月	(不適切事項)
療所	17日(令和6	支出事務において、令和5年度医学検査
	年5月9日職	業務委託契約(単価契約、支払額955,362
	員調査)	円)に係る令和5年5月分から同年9月分
		までの支払額340,778円について、契約で定
		められた期限までに支払を行っていなかっ
		た。その結果、遅延利息5件、2,000円を支
		払っていた。〔特記前出〕
神奈川県立よこはま	令和6年6月	(不適切事項)
看護専門学校	13日(令和6	1 契約事務において、デブリーフィン
	年2月6日職	グ・データ管理システムの賃貸借契約
	員調査)	(長期継続契約、契約総額4,059,000円)
		について、納品時の検査に当たり、神奈
		川県財務規則に基づく検査調書を作成し
		ていなかったにもかかわらず、この場合
		に物品検収要領により必要とされる履行
		確認に関する記録の作成を行っていなか
		った。
		2 事務事業の執行において、令和5年度
		卒業証書の印刷契約(契約額57,684円)
		について、神奈川県個人情報取扱事務委
		託基準の対象となる契約であり、同基準
		に定める個人情報保護の観点からの措置
		が必要と考えられる場合に該当すること
		から、契約書等を作成し、同基準に準じ
		て受注者に引き渡した個人情報の消去な
		ど個人情報保護のための措置を講じる必
		要があったにもかかわらず、これを作成
		していなかった。
神奈川県立平塚看護		
大学校	30日(令和5	契約事務において、次のとおり誤りがあ
	年12月8日職	
	員調査)	1 産業廃棄物(蛍光灯ほか)の処分委託
		契約2件(単価契約、概算総価計89,100
		円)の締結に当たり、神奈川県財務規則

告] 年1月25日及 び同月26日職 策)かかりつけ医うつ病対応力向上研修 事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務 課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項)			
話者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。 2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、5,700円について、履行確認が業務実施目から3月を超えて遅れていた。 神奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度こころ年1月25日及で同月26日職員調査) 第28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。			に定める見積書を徴することを省略でき
ろ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。 2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、5,700円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。 神奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度こころ年1月25日及で同月26日職員調査) 第)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) 支出事務において、動物収容自動車の賃賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5年1月6日職員調査) (契約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約			る要件に該当しないため、当該契約の受
から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。 2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、5,700円について、履行確認が業務実施目から3月を超えて遅れていた。 神奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度こころといのちの地域医療支援事業(自殺対で同月26日職員調査) 第)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護センター「既報告」 令和6年1月 (不適切事項) 支出事務において、動物収容自動車の賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5年12月6日職賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約			託者となる者から見積書を徴すべきとこ
で契約を締結していた。 2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、 5,700円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。 神奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 14日(令和6 年1月25日及び同月26日職 貴調査) 第)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護センター「既報告」 つか63月を紹えるいて、実物を存っていなかった。 である年1月 で適切事項を関係事務において、動物収容自動車の賃貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5年1月6日職員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			ろ、収集運搬委託契約の受託者となる者
2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、5,700円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。 神奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セマーの一方では関する。大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、			から処分委託業務を含めた見積書を徴し
#奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 14日(令和6 年1月25日及 で同月26日職 員調査) 12 契約事務において、令和5年度こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セカーターについて、製約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約			て契約を締結していた。
#奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 社センター [既報 14日 (令和6 1 契約事務において、令和5年度こころといのちの地域医療支援事業 (自殺対策) かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約 (契約額1,182,600円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護センター [既報告] 22日 (令和5 大適切事項) 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職員調査) (不適切事項) 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職員調査) (契約額715,440円) に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約			2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、
神奈川県精神保健福 令和6年3月 (不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策) かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。			5,700円について、履行確認が業務実施日
独センター [既報 14日 (令和6 年1月25日及 び同月26日職			から3月を超えて遅れていた。
告] 年1月25日及 び同月26日職 貴調査) といのちの地域医療支援事業(自殺対策)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セク和6年1月 (不適切事項)	神奈川県精神保健福	令和6年3月	(不適切事項)
び同月26日職 員調査) 第業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務 課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、 契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約	祉センター[既報	14日(令和6	1 契約事務において、令和5年度こころ
最調査) 事業委託契約(契約額1,182,600円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護センター[既報告] (不適切事項) フター [既報告] (不適切事項) 支出事務において、動物収容自動車の賃貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約	告]	年1月25日及	といのちの地域医療支援事業(自殺対
いて、平成20年3月28日付け会計局総務 課長通知に反し、予定価格が100万円を超 える随意契約であったにもかかわらず、 契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉セ ンター職員及び職員の配偶者の個人番号 が記入された令和5年分給与所得者の扶 養控除等(異動)申告書等の書類につい て、職員の個人番号関係事務における特 定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管 する必要があったにもかかわらず、これ を行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ ンター[既報告] (不適切事項) 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃 年12月6日職 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約		び同月26日職	策) かかりつけ医うつ病対応力向上研修
課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セク和6年1月(不適切事項)で、本行っていなかった。 神奈川県動物愛護セク和6年1月(不適切事項)で、本行っていなかった。 神奈川県動物愛護セク和6年1月(不適切事項)で、事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職員借契約(契約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約		員調査)	事業委託契約(契約額1,182,600円)につ
える随意契約であったにもかかわらず、 契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			いて、平成20年3月28日付け会計局総務
契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			課長通知に反し、予定価格が100万円を超
2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約			える随意契約であったにもかかわらず、
			契約結果を公表していなかった。
が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			2 文書の管理において、精神保健福祉セ
養控除等(異動)申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			ンター職員及び職員の配偶者の個人番号
て、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			が記入された令和5年分給与所得者の扶
定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職賃借契約(契約額715,440円)に係る令和5員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			養控除等(異動)申告書等の書類につい
する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。 神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職 貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			て、職員の個人番号関係事務における特
神奈川県動物愛護セ令和6年1月(不適切事項)ンター [既報告]22日(令和5支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職 員調査)貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5 年4月分の支払額59,620円について、契約			定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管
神奈川県動物愛護セ 令和6年1月 (不適切事項) ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃年12月6日職 貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			する必要があったにもかかわらず、これ
ンター [既報告] 22日(令和5 支出事務において、動物収容自動車の賃 年12月6日職 貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約			を行っていなかった。
年12月6日職 貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5 員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約	神奈川県動物愛護セ	令和6年1月	(不適切事項)
員調査) 年4月分の支払額59,620円について、契約	ンター[既報告]	22日(令和5	支出事務において、動物収容自動車の賃
		年12月6日職	貸借契約(契約額715,440円)に係る令和5
で定められた期限までに支払を行っていな		員調査)	年4月分の支払額59,620円について、契約
			で定められた期限までに支払を行っていな
かった。			かった。

ク 産業労働局(7か所、12件)

(7) 本庁機関(5か所、10件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	20日及び同年	契約事務において、次のとおり誤りがあ
	9月24日 (令	った。
	和6年6月19	1 中小企業支援課小田原駐在事務所空調
	日)	設備保守点検業務委託契約(長期継続契
		約、契約総額4,360,623円、契約期間:令
		和5年4月1日から令和8年3月31日ま
		で)について、令和5年度建築保全業務
		労務単価の改定を反映させるための変更
		契約の締結に当たり、改定による増額分
		37,623円を業務量に応じて四半期ごとに
		支払うよう約定すべきところ、年間の増
		額分12,541円を各年度の第1四半期にま
		とめて支払うこととしたため、令和5年
		度第1四半期の支払額に業務未実施に係
		る部分が含まれるなど、四半期ごとの支
		払額が業務量に応じたものとなっていな
		かった。
		2 かながわビジネスサポートセンター運
		営業務委託契約(契約額555,000円、契約
		期間:令和5年4月1日から令和6年3
		月31日まで)について、契約期間の開始
		日が令和5年4月1日であるため、会計
		局長通知に基づき同月30日までに契約す
		べきところ、同年5月11日に締結してい
文· 华· 古田	Afric #: 0 P	た。 (不適切事項)
産業部産業振興課	令和6年8月	(下過の事項) 1 支出事務において、令和5年5月分の
	20日(令和6	インターネット回線使用料1件、6,823円
	年6月20日職員調査)	について、支払期限までに支払を行って
	只则且 /	いなかった。
		2 契約事務において、自動車関連技術展
		示商談会 in NISSAN設営等業務委託契約
		(契約額2,565,997円) について、契約権

腰者の変更決定判断を得ないまま展示に使用するパネルを増やすなどの仕様変更を行い、これに伴い契約額が変更になるにもかかわらず、展示商談会開催前に変更契約(変更契約に伴う増額38,665円)の総結を行っていなかった。 (不適切事項) 翌0日及び同年 9月24日(令 和6年6月21 日職員調査) 555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年6月21 日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 中小企業部中小企業 9月24日(令 和6年6月24 日職員調査) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。(特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和6年度建策保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、、定による増額分37,623円を来発量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこととしたため、令和5年度第1四半期	Γ		
を行い、これに伴い契約額が変更になるにもかかわらず、展示商談会開催前に変更契約(変更契約に伴う増額38,665円)の締結を行っていなかった。 (不適切事項) 契約事務において、かながわビジネスサ 9月24日(令 和6年6月21 555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。(不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等制別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。(特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			限者の変更決定判断を得ないまま展示に
正もかかわらず、展示商談会開催前に変更契約(変更契約に伴う増額38,665円)の締結を行っていなかった。 令和6年8月 (不適切事項) 契約事務において、かながわビジネスサ 9月24日(令 和6年6月21 555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、2契約 期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 (不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県中小製 造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節) 量担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節) 報償費」で執行していた。 (特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			使用するパネルを増やすなどの仕様変更
要契約(変更契約に伴う増額38,665円)の締結を行っていなかった。 ② 1			を行い、これに伴い契約額が変更になる
産業部企業誘致・国際ビジネス課			にもかかわらず、展示商談会開催前に変
 産業部企業誘致・国際ビジネス課 令和6年8月 20日及び同年 9月24日(令和6年6月21日職員調査) 日職員調査) 555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 (不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 (特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ 			更契約(変更契約に伴う増額38,665円)
際ビジネス課 20日及び同年 契約事務において、かながわビジネスサ 9月24日(令 ボートセンター運営業務委託契約(契約額 和6年6月21 555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 中小企業部中小企業 令和6年8月 (不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494、480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 (特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4、360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			の締結を行っていなかった。
9月24日(令 ボートセンター運営業務委託契約(契約額和6年6月21555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 中小企業部中小企業 令和6年8月 (不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等別高圧受電者支援給付金83件、494、480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。「特記前出」 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4、360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ	産業部企業誘致・国	令和6年8月	(不適切事項)
和6年6月21 日職員調査) 555,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 (不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 (特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保企業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ	際ビジネス課	20日及び同年	契約事務において、かながわビジネスサ
日職員調査) ら令和6年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。		9月24日(令	ポートセンター運営業務委託契約(契約額
期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 中小企業部中小企業令和6年8月20日及び同年9月24日(令和6年6月24日職員調査) 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494、480,982円の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報費」で執行していた。(特記前出)2契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ		和6年6月21	555,000円、契約期間:令和5年4月1日か
め、会計局長通知に基づき同月30日までに 契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。 中小企業部中小企業 を和6年8月 (不適切事項) 20日及び同年 1 予算の執行において、神奈川県中小製 5援課 20日及び同年 1 予算の執行において、神奈川県中小製 造業等特別高圧受電者支援給付金83件、 和6年6月24 494,480,982円の執行に当たり、「(節) 負担金、補助及び交付金」とすべきとこ ろ、「(節)報償費」で執行していた。 [特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りが あった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空 調設備保守点検業務委託契約(長期継 続契約、契約総額4,360,623円、契約期 間:令和5年4月1日から令和8年3 月31日まで)について、令和5年度建 築保全業務労務単価の改定を反映させ るための変更契約の締結に当たり、改 定による増額分37,623円を業務量に応 じて四半期ごとに支払うよう約定すべ きところ、年間の増額分12,541円を各 年度の第1四半期にまとめて支払うこ		日職員調査)	ら令和6年3月31日まで)について、契約
中小企業部中小企業 令和6年8月 (不適切事項) 支援課 20日及び同年 1 予算の執行において、神奈川県中小製 造業等特別高圧受電者支援給付金83件、和6年6月24 494,480,982円の執行に当たり、「(節)日職員調査) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 [特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空 調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			期間の開始日が令和5年4月1日であるた
中小企業部中小企業 支援課 20日及び同年 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、和6年6月24日職員調査) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。[特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			め、会計局長通知に基づき同月30日までに
中小企業部中小企業 令和6年8月 (不適切事項) 20日及び同年 9月24日(令 造業等特別高圧受電者支援給付金83件、和6年6月24 日職員調査) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 [特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			契約すべきところ、同年5月11日に締結し
支援課 20日及び同年 9月24日(令			ていた。
9月24日(令和6年6月24日) 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	中小企業部中小企業	令和6年8月	(不適切事項)
和6年6月24 日職員調査) 494,480,982円の執行に当たり、「(節) 負担金、補助及び交付金」とすべきとこ ろ、「(節)報償費」で執行していた。 [特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りが あった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空 調設備保守点検業務委託契約(長期継 続契約、契約総額4,360,623円、契約期 間:令和5年4月1日から令和8年3 月31日まで)について、令和5年度建 築保全業務労務単価の改定を反映させ るための変更契約の締結に当たり、改 定による増額分37,623円を業務量に応 じて四半期ごとに支払うよう約定すべ きところ、年間の増額分12,541円を各 年度の第1四半期にまとめて支払うこ	支援課	20日及び同年	1 予算の執行において、神奈川県中小製
日職員調査) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。 [特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ		9月24日(令	造業等特別高圧受電者支援給付金83件、
ろ、「(節)報償費」で執行していた。 [特記前出] 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1)中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ		和6年6月24	494,480,982円の執行に当たり、「(節)
(特記前出) 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ		日職員調査)	負担金、補助及び交付金」とすべきとこ
2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			ろ、「(節)報償費」で執行していた。
あった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空 調設備保守点検業務委託契約(長期継 続契約、契約総額4,360,623円、契約期 間:令和5年4月1日から令和8年3 月31日まで)について、令和5年度建 築保全業務労務単価の改定を反映させ るための変更契約の締結に当たり、改 定による増額分37,623円を業務量に応 じて四半期ごとに支払うよう約定すべ きところ、年間の増額分12,541円を各 年度の第1四半期にまとめて支払うこ			〔特記前出〕
(1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			2 契約事務において、次のとおり誤りが
調設備保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			あった。
続契約、契約総額4,360,623円、契約期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			(1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空
間:令和5年4月1日から令和8年3 月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			調設備保守点検業務委託契約(長期継
月31日まで)について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			続契約、契約総額4,360,623円、契約期
築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			間:令和5年4月1日から令和8年3
るための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこ			月31日まで)について、令和5年度建
定による増額分37,623円を業務量に応 じて四半期ごとに支払うよう約定すべ きところ、年間の増額分12,541円を各 年度の第1四半期にまとめて支払うこ			築保全業務労務単価の改定を反映させ
じて四半期ごとに支払うよう約定すべ きところ、年間の増額分12,541円を各 年度の第1四半期にまとめて支払うこ			るための変更契約の締結に当たり、改
きところ、年間の増額分12,541円を各 年度の第1四半期にまとめて支払うこ			定による増額分37,623円を業務量に応
年度の第1四半期にまとめて支払うこ			じて四半期ごとに支払うよう約定すべ
			きところ、年間の増額分12,541円を各
ととしたため、令和5年度第1四半期			年度の第1四半期にまとめて支払うこ
			ととしたため、令和5年度第1四半期

		の支払額に業務未実施に係る部分が含
		まれるなど、四半期ごとの支払額が業
		務量に応じたものとなっていなかっ
		<i>†</i> E.
		(2) 中小企業支援課小田原駐在事務所清
		掃業務委託契約(契約額9,951,480円、
		契約期間:令和4年4月1日から令和
		7年3月31日)に基づき行われた令和
		4年9月分及び同年10月分における清
		掃業務について、仕様書で定める清掃
		回数が不足しており、適正な業務の履
		行がなされていないにもかかわらず、
		2か月分の委託料計517,000円全額を支
		払っていた。
労働部産業人材課	令和6年8月	(不適切事項)
	20日及び同年	契約事務において、神奈川障害者職業能
	9月24日 (令	力開発校が締結している職業訓練委託契約
	和6年6月28	(契約額22,176,000円)について、競争的
	日職員調査)	手続の対象外として財務規則第50条の3第
		1項各号に定められている契約に該当する
		とは認められないにもかかわらず、競争的
		手続を行わないまま特定の者と一者随意契
		約を締結していた。〔特記前出〕
		(要改善事項)
		「知的障害者に対する委託訓練の訓練生
		募集に関する件」(前記3(2)ア参照)」

(イ) 出先機関(2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県計量検定所	令和6年4月	(不適切事項)
	26日(令和6	支出事務において、タクシーメーター装
	年3月4日職	置検査の際にタクシーのバンパーに損傷を
	員調査)	与えたことに伴う修理代1件、168,388円を
		支払っていた。〔特記前出〕
神奈川県立西部総合	令和6年2月	(不適切事項)
職業技術校[既報	8日(令和5	契約事務において、マシニングセンタ賃

告]	年12月14日及	貸借契約ほか3件(契約額計22,537,416
	び同月15日職	円)について、平成20年3月28日付け会計
	員調査)	局総務課長通知に反し、予定価格が80万円
		を超える随意契約であったにもかかわら
		ず、契約結果を公表していなかった。〔特
		記前出〕

ケ 県土整備局 (10か所、23件)

(ア) 本庁機関(2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年7	(不適切事項)
	月31日(令	文書の管理において、総務局組織人材部
	和6年6月	文書課に引き継ぐべき現用文書を保存期間
	10日職員調	が満了した非現用文書として公文書館に引
	査)	き渡していた。その結果、公文書館におい
		て保存期間が満了した非現用文書として誤
		認され、選別の上廃棄されていた。
建築住宅部住宅計	令和6年8	(不適切事項)
画課	月13日(令	支出事務において、第4回神奈川県住宅
	和6年6月	政策懇話会速記料1件、53,625円につい
	24日職員調	て、政府契約の支払遅延防止等に関する法
	查)	律に定められている期限までに支払を行っ
		ていなかった。

(イ)出先機関(8か所、21件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木	令和6年2月	(不適切事項)
事務所	28日(令和5	工事事務において、令和4年度急傾斜地
	年12月12日か	崩壊対策工事(ショート債務・公共)その
	ら同月14日ま	1の設計額の積算に当たり、準備費の人力
	で職員調査)	伐木・処分費について、当初設計に引き続
	1190 (19/4)	き、変更設計においても建設木くず処分費
		の単価を誤って適用したため、変更後の設
		計額(99,077,000円)が209,000円過大であ
		った。
神奈川県平塚土木事	令和6年3月	(不適切事項)
務所	14日及び同年	工事事務において、次のとおり誤りがあ

	7月11日(令	った。
	和6年1月30	1 急傾斜地崩壊危険区域東田原地区吹付
	日から同年2	法枠工事の変更設計額の積算に当たり、
	月1日まで職	法面工のモルタル吹付工について、誤っ
	員調査)	た単価加算率を適用して積算していたた
		め、変更後の設計額(81,367,000円)が
		1,144,000円過大であった。その結果、変
		更後の契約額(74,027,800円)が
		1,040,600円過大であった。 〔特記前出〕
		2 令和4年度急傾斜地崩壊対策工事公共
		(その2)県単(その6)合併の変更設
		計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運
		搬費69,600円を計上していなかったこと
		により、変更後の設計額(157,443,000
		円)が110,000円過小であった。その結
		果、変更後の契約額(143,550,627円)が
		101,497円過小であった。 〔特記前出〕
		(要改善事項)
		「車検等請負契約に関する件」(前記3
		(1) ウ参照)
神奈川県藤沢土木事	令和6年3月	(不適切事項)
務所	19日(令和6	財産管理事務において、立木の管理に当
	年2月5日か	たり、神奈川県県有財産規則第46条に定め
	ら同月7日ま	る立木に係る県有財産台帳を作成し管理す
	で職員調査)	べき単独樹木258本が存在するにもかかわら
		ず、立木に係る県有財産台帳を作成してい
		なかった。〔特記前出〕
神奈川県厚木土木事	令和6年3月	(不適切事項)
務所 [既報告]	6日(令和6	工事事務において、令和4年度道路改良
	年1月15日か	工事県単(その21)令和5年度道路改良工
	ら同月17日ま	事県単(その10)合併の設計額の積算に当
	で職員調査)	たり、仮設工の法面保護シート工につい
		て、当初設計に引き続き、変更設計におい
		ても法面保護シートの取付け費用のみを計
		上すべきところ、誤って取外し費用も計上
		していたため、変更後の設計額

		(13,904,000円)が132,000円過大であっ
		た。
神奈川県厚木土木事	今和6年9日	(不適切事項)
務所東部センター	. , , ,	歳計外現金事務において、街路整備事業
[既報告]	年1月19日、	の土地評価算定業務等報酬に係る所得税及
		び復興特別所得税1件、51,866円につい
		て、法定納期限内に納付を行っていなかっ
	調査)	た。
神奈川県県西土木事	令和6年2月	(不適切事項)
務所	21日(令和5	1 予算の執行において、令和5年4月3
	年12月15日、	日に公文書複写代収入及び行政文書の写
	同月18日及び	し等の交付費用として納入した現金1
	同月19日職員	件、310円について、令和4年度の収入と
	調査)	して処理すべきところ、令和5年度の収
		入として処理していた。 〔特記前出〕
		2 支出事務において、令和5年度NHK
		放送受信料74,454円の支払に当たり、口
		座振替指定日までの支出手続を行ってい
		なかった。これにより、前渡金受領職員
		 公共料金口座の残高不足が生じたため、
		令和4年度3月分の積雪観測装置回線使
		用料19,646円ほか3件(支払額計79,816
		円)を支払期限より後に支払っていた。
		[特記前出]
		3 財産管理事務において、行政財産の使
		用許可の手続を行わないまま電柱に通信
		線が共架されているものがあった。これ
		により、令和5年度の共架電線に係る使
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		用料1件、1,320円が徴収不足であった。 (##記述!!!)
		[特記前出]
		4 物品管理事務において、次のとおり誤
		りがあった。
		(1) テレビ1台について、特定家庭用機
		器再商品化法に定める特定家庭用機器
		廃棄物管理票の写しの交付を受けない
		まま処分していた。〔特記前出〕

(2) 庁用自動車の維持管理用に供するた め令和5年4月19日に購入した洗車プ リペイドカード2枚、計22,000円につ いて、印紙類出納簿へ受払いを記載し ていなかった。 5 事務事業の執行において、平成9年か ら平成11年頃までに旧松田土木事務所が 発注した県道78号(御殿場大井)南足柄 市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事に より発生した蛍光灯用安定器等の高濃度 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃 度PCB廃棄物」という。) について、 令和4年12月に同工事の受注者から高濃 度PCB廃棄物を倉庫で保管していると の連絡を受け、このことを再認識し、高 濃度PCB廃棄物の処分に着手していた のに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正 な処理の推進に関する特別措置法(以下 「PCB特措法」という。) に基づく保 管等の届出を長期にわたり行っていなか った。また、蛍光灯用安定器等の高濃度 PCB廃棄物について、PCB特措法施 行令に定める期間内に処分の委託を行っ ていなかった。〔特記前出〕 神奈川県県西土木事|令和6年2月| (不適切事項) 務所小田原土木セン 21日及び同年 1 支出事務において、職員が立て替えて ター 8月22日(令 支払った駐車場代1件、220円について、 和5年12月20 立替金の請求期限後に請求が行われてい 日から同月22 た。 日まで職員調2 契約事務において、令和4年度河川修 繕工事(ゼロ県債) 1件、42,406,100円 査) の検査に当たり、政府契約の支払遅延防 止等に関する法律で定められた期限の1 日後に検査を完了していた。〔特記前 H3 工事事務において、令和4年度河川改

修工事公共県単合併の変更設計額の積算 要に当たり、準備費の伐採処分工につい て、伐採材の運搬費の計上を行わなかっ たため、変更後の設計額(39,941,000 円) が242,000円過小であった。その結 果、変更後の契約額(36,730,100円)が 222,200円過小であった。 〔特記前出〕 4 財産管理事務において、支線柱1本及

び支線1本に係る都市公園の占用許可に ついて、事業者が許可申請せずに設置し ていることを令和4年6月に認識したた め、占用許可とともに許可後の期間に係 る使用料の収入調定を行ったが、不当利 得返還請求権に基づく占用許可前の期間 に係る使用料相当額13,213円の収入調定 を行っていなかった。〔特記前出〕

(要改善事項)

「車検等請負契約に関する件」(前記3 (1) ウ参照)

神奈川県住宅営繕事|令和6年8月 務所

年5月29日か ら同月31日ま で職員調査)

(不適切事項)

- 13日(令和6 1 工事事務において、足柄ふれあいの村 净化槽設備改修工事地質調査業務委託 (契約額4,112,900円) の設計額の積算に 当たり、地質調査機材等の運搬費につい て、当初設計に引き続き、変更設計にお いても運搬日数を誤って計上していたた め、変更後の設計額(4,840,000円)が 11,000円過小であった。
 - 2 財産管理事務において、行政財産の使 用許可に当たり、使用許可日数を366日と して使用料を算定すべきところ、365日で 計算したため、使用料を誤って許可して いた。これにより、使用料2件、13,800 円が徴収不足であった。
 - 3 歳計外現金事務において、横須賀警察 署上町一丁目連絡所除却工事実施設計業

務の測量設計報酬に係る所得税及び復興
特別所得税1件、55,208円について、法
定納期限内に納付を行っていなかった。

コ 会計局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
指導課	令和6年7月	(不適切事項)
	23日及び同年	事務事業の執行において、県機関及び徴
	9月18日(令	収、収納又は支出事務を委託している団体
	和6年6月8	等を対象とした会計事務検査について、根
	日職員調査)	拠規程である神奈川県会計事務検査要綱で
		は、定期検査の実施回数を原則として年1
		回と定めているところ、これと異なる基準
		を下位規程において定め、同要綱に定める
		回数に満たない頻度で定期検査を行ってい
		た。

サ 企業庁(5か所、6件)

(ア) 本庁機関(4か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年7月	(要改善事項)
	19日(令和6	「水道営業所における災害対策に関する
	年5月15日職	計画の整備状況に関する件」 (前記3(2)イ
	員調査)	参照)
財務部財産管理課	令和6年7月	(不適切事項)
	19日(令和6	財産管理事務において、共架電線7本に
	年5月17日職	係る普通資産の貸付契約について、事業者
	員調査)	が貸付申請せずに設置していることを平成
		29年4月に認識していたにもかかわらず、
		長期にわたり貸付契約の締結を行っていな
		かった。この結果、設置から10年以上経過
		した令和5年11月に事業者に催告したた
		め、不当利得返還請求権に基づく貸付契約
		前の期間に係る貸付料相当額190,125円のう
		ち、54,663円について、事業者の消滅時効
		援用により徴収できなかった。

財務部情報管理課	令和6年7月	(不適切事項)
	19日(令和6	支出事務において、令和5年10月分の京
	年5月14日職	阪横浜ビルの電気料金82,645円について、
	員調査)	契約で定められた期限までに支払を行って
		いなかった。
水道部水道施設課	令和6年7月	(不適切事項)
	19日(令和6	1 契約事務において、給水装置工事サポ
	年5月23日及	ートシステム運用業務委託契約(契約額
	び同月24日職	18,014,700円)の令和5年12月分(支払
	員調査)	額1,155,192円)の検査に当たり、契約書
		で定められた期限の3日後に検査を完了
		していた。 〔特記前出〕
		2 工事事務において、企水第381号茅ヶ崎
		市赤羽根~東海岸基幹管路更新(推進)
		工事地質調査業務委託(第4工区)ほか
		2件(最終契約額計19,861,600円)の設
		計額の積算に当たり、地質調査機材等の
		運搬費について、当初設計に引き続き、
		変更設計においても運搬日数を誤って計
		上していたため、変更後の設計額(最終
		設計額計23, 386, 000円)が374, 000円過小
		であった。

(イ) 出先機関(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模	令和6年5月	(不適切事項)
原水道営業所	30日(令和6	契約事務において、相模原水道営業所管
	年4月15日及	内減圧弁定期点検委託及び修繕工事1件、
	び同月16日職	1,100,000円の検査に当たり、政府契約の支
	員調査)	払遅延防止等に関する法律で定められた期
		限の2日後に検査を完了していた。

シ 議会局(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務課	令和6年9月	(不適切事項)
	18日(令和6	1 契約事務において、神奈川県議会議員

年8月7日及	と 用防災服ほかの購入契約(契約額
十 6 月 7 日 2	(用例火加はかり購入失利(失利領
び同月8日耶	哉 1,735,360円)の締結に当たり、神奈川県
員調査)	財務規則の規定に基づき契約書を作成し
	なければならない場合であったにもかか
	わらず、契約書の作成を省略していた。
	2 庶務事務において、令和4年3月31日
	に退職した臨時的任用職員1名の退職手
	当について、算定の基礎となる勤続期間
	を4年間とすべきところ、1年間で算定
	したため、支給額が598,623円不足し、当
	該不足額の支給に当たり、遅延損害金1
	件、18,450円が発生していた。 〔特記前
	出

ス 教育委員会(52か所、84件)

(7) 本庁機関(7か所、19件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月	(不適切事項)
	2日及び同年	1 支出事務において、保有する公用車4
	10月2日 (令	台について、業務上、テレビを視聴する
	和6年6月3	必要性がないと認められるにもかかわら
	日職員調査)	ず、テレビ受信機能を有するカーナビゲ
		ーションを搭載し、NHKと放送受信契
		約を締結しており、令和5年度において
		受信料26,464円を支払っていた。
		2 契約事務において、横浜修悠館高等学
		校ほか1校コンピュータ教室機器賃貸借
		(再リース) 契約ほか2件(契約額計
		3,058,704円) について、債務負担行為と
		しての議会の議決を経ることなく、年度
		を超えて契約を締結していた。
行政部財務課	令和6年8月	(不適切事項)
	2日及び同年	1 収入事務において、就学支援金の申請
	10月2日(令	書類の保護者からの提出が遅れたことに
	和6年6月5	より就学支援金を充当することができず
	日職員調査)	に収入未済となった令和元年度の授業料
		1件、29,700円について、その後、文部

	<u> </u>	
		科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正
		を行うことにより追加支給を受ける必要
		があったにもかかわらず、令和5年12月
		まで当該実績報告書の訂正を行っておら
		ず、追加支給の手続が著しく遅れてい
		た。〔特記前出〕
		2 支出事務において、消耗品代1件、570
		円について、政府契約の支払遅延防止等
		に関する法律に定められている期限まで
		に支払を行っていなかった。
		3 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。
		(1) 令和5年度県立高等学校等授業料収
		納データ作成等業務委託契約(単価契
		約、支払額1,997,887円、契約期間:
		令和5年4月1日から令和6年3月31
		日まで)の締結に当たり、契約日が令
		和5年4月13日であるにもかかわら
		ず、契約の効力について遡及条項を設
		けることなくその効力を遡及させてい
		た。
		(2) 令和5年度県立高等学校等新入生一
		括登録に係るデータエントリ業務委託
		契約(単価契約、支払額1,480,986円)
		の検査に当たり、政府契約の支払遅延
		防止等に関する法律で定められた期限
		の1日後に検査を完了していた。
行政部教育施設課	令和6年8月	(不適切事項)
	2日及び同年	1 予算の執行において、県土整備局住宅
	10月2日(令	 営繕事務所(以下「住宅営繕事務所」と
	和6年6月6	いう。)への依頼工事により実施した神
	日職員調査)	奈川県立光陵高等学校(以下「光陵高
		校」という。)における体育館改修及び
		耐震補強工事(以下「本件工事」とい
		う。)について、教育局行政部教育施設
		課(以下「教育施設課」という。)は、

住宅営繕事務所から本件工事の予算が不 足するとの報告を受けて、バレーボール 支柱等の体育館の備品(以下「床関連備 品」という。) の調達 (調達額2,583,900 円) について、本件工事の契約とは別の 契約により支払うこととし、令和5年11 月に本件工事の契約の対象から除外した が、同年10月には、本件工事の請負業者 (以下「業者」という。) が光陵高校に 床関連備品を納入し、受領されているこ となどから、新たに床関連備品の調達に 係る契約を締結することはできず、ま た、本来、床関連備品の調達を本件工事 の契約の対象から除外することはできな いものであったところ、教育施設課は、 令和6年3月になって、予算の流用を行 い必要な財源を確保した上で執行手続を 行い、業者に対して床関連備品の費用を 支払っているが、これは、適正な手続に より締結した契約に基づく支払ではな く、不適正な経理処理を行って業者に対 して支払を行ったものであった。〔特記 前出〕

- 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。
 - (1) 電気代2件、23,100円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
 - (2) 保有する公用車1台について、業務 上、テレビを視聴する必要性がないと 認められるにもかかわらず、テレビ受 信機能を有するカーナビゲーションを 搭載し、NHKと放送受信契約を締結 しており、令和5年度において受信料 6,616円を支払っていた。

	T	
		3 物品管理事務において、神奈川県立光
		陵高等学校の体育館に設置するために取
		得したバレーボール支柱など備品3点
		(価格計1,669,800円) について、同校に
		対して備品台帳への登録など神奈川県財
		務規則に定める物品の管理に係る手続を
		取得年度に依頼していなかった。その結
		果、同校における物品の管理に係る手続
		が会計年度を超えて遅延していた。〔特
		記前出]
指導部高校教育課	令和6年8月	(不適切事項)
	2日同年10月	1 予算の執行において、次のとおり誤り
	2日 (令和6	があった。
	年6月10日職	(1) 上矢部高校CG教室機器の借入契約
	員調査)	終了に伴う情報機器買取代1件、
		149, 270円の執行に当たり、大型インク
		ジェットプリンタ(112,860円)につい
		ては「(節)備品購入費」とすべきと
		ころ、全額を「(節)需用費」で執行し
		ていた。
		(2) 神奈川県立厚木王子高等学校のネッ
		トワーク機器の購入代1件、7,150,000
		円の執行に当たり、L3 Switch等の物品
		等に係る執行科目ごとの金額につい
		て、落札額の内訳書における単価等に
		基づき算出すべきところ、予定価格積
		算時における物品等の積算額に落札率
		(契約金額の予定価格に対する比率をい
		う。)を乗じるなどして算出していた。
		その結果、「(節)備品購入費」の支出
		済額が922,850円過大となっていた一方
		で、「(節)需用費」の支出済額が同
		額過小となっていた。
		2 支出事務において、甲種防火管理新規
		講習受講手数料1件、6,000円について、
		前渡金精算報告が3月を超えて遅れてい
	<u>i</u>	

		た。
		'〜 3 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。 (1) 神太川県八古宮笠学校祭歴名初入門
		(1) 神奈川県公立高等学校等特色紹介冊
		子「輝けきみの明日―行きたい・知り
		たい公立高校一令和6年度入学生にむ
		けて」の作成代(契約額1,518,000円)
		の履行確認に当たり、神奈川県財務規
		則に基づき検査調書を作成しなければ
		ならない場合に該当するにもかかわら
		ず、これを作成していなかった。〔特
		記前出〕
		(2) 令和6年度神奈川県立中等教育学校
		人学者決定(令和5年度実施)におけ
		るイベント予約システム及びインター
		ネット出題システム構築及び運営保守
		業務委託契約(契約額1,089,000円)の
		検査に当たり、政府契約の支払遅延防
		止等に関する法律で定められた期限の
		1日後に検査を完了していた。〔特記
		前出〕
		4 物品管理事務において、購入により取
		得したL3 Switch等 (価格計3,080,000
		円)について、備品台帳への記録など神
		奈川県財務規則に定める物品の管理に係
		る手続を行っていなかった。〔特記前
		出
指導部保健体育課	令和6年8月	(不適切事項)
	2日(令和6	予算の執行において、令和4年度公立幼
	年6月12日職	稚園等安心・安全対策支援事業費補助金3
	員調査)	件(交付決定額計1,837,400円、精算額計
		1,771,200円)について、令和4年度に行っ
		た補助金交付決定の時点で支出負担行為の
		決裁を受ける必要があったところ、年度を
		超えて令和5年度に決裁を受けていた。
<u> </u>	1	

支援部子ども教育支	令和6年8月	(不適切事項)
援課	2日及び同年	予算の執行において、全国小学校家庭科
	9月18日(令	教育研究会全国大会神奈川大会賛助金ほか
	和6年6月13	2件(支払額計280,000円)の執行に当た
	日職員調査)	り、「(節)負担金、補助及び交付金」とす
		べきところ、「(節)報償費」で執行してい
		た。
生涯学習部文化遺産	令和6年8月	(不適切事項)
課	2日(令和6	収入事務において、教育財産の目的外使
	年6月18日職	用許可に係る使用料1件、15,794円につい
	員調査)	て、調定を重複して2回行っていた。これ
		により、使用料15,794円を重複して徴収し
		ていた。

(イ) 出先機関(45か所、65件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会	令和6年3月	(不適切事項)
教育局湘南三浦教育	26日(令和6	契約事務において、令和5年度神奈川県
事務所[既報告]	年2月19日職	道徳教育研修会に係る講師への謝礼金2
	員調査)	件、60,000円について、履行確認が業務終
		了後3月を超えて遅れていた。
神奈川県立図書館	令和6年2月	(不適切事項)
	28日(令和5	契約事務において、県立図書館エレベー
	年12月13日職	ター保守管理業務委託契約(契約額
	員調査)	2,112,000円) について、入札の不調による
		随意契約の締結に当たり、再度の入札を実
		施しておらず、地方自治法施行令及び神奈
		川県財務規則運用通知に定める随意契約に
		よることができる要件に該当しないにもか
		かわらず、随意契約を行っていた。
神奈川県立金沢文庫	令和6年9月	(不適切事項)
	24日(令和6	予算の執行において、次のとおり誤りが
	年3月5日職	あった。
	員調査)	1 無体財産権許諾利用料1件、330,990円
		について、(款)財産収入(項)財産運
		用収入(目)財産貸付収入(節)特許権

		等運用収入とすべきところ、(款)諸収
		入(項)雑入(目)雑入(節)教育費雑
		入で収入していた。
		2 所属する研究者から令和5年度に譲渡
		されたとする科学研究費補助金及び学術
		研究助成基金助成金の間接経費945,000円
		並びにこれら補助金等の直接経費に関し
		て生じた利子26円について、地方自治法
		の規定に基づき歳入予算に編入すべきと
		ころ、これを行わないなど計945,029円に
		ついて、市中銀行に開設した預金口座で
		別途に経理していた。〔特記前出〕
神奈川県立近代美術	令和6年9月	(不適切事項)
館	24日(令和6	1 予算の執行において、所属する研究者
	年1月30日職	から令和5年度に譲渡されたとする科学
	員調査)	研究費補助金及び学術研究助成基金助成
		金の直接経費に関して生じた利子19円に
		ついて、地方自治法の規定に基づき歳入
		予算に編入すべきところ、これを行わ
		ず、令和4年度からの間接経費等の繰越
		分など496, 299円と合わせて計496, 318円
		について、市中銀行に開設した預金口座
		で別途に経理していた。〔特記前出〕
		2 歳計外現金事務において、講師謝礼金
		等に係る所得税及び復興特別所得税1
		件、40,702円について、法定納期限内に
		納付を行っていなかった。
神奈川県立総合教育	令和6年8月	(不適切事項)
センター	13日(令和6	契約事務において、令和5年度中高生S
	年3月18日及	NS相談@かながわ業務委託契約(契約額
	び同月19日職	8,657,000円)に係る契約書について、業務
	員調査)	の履行により生じる成果物の著作権の帰属
		に関し、仕様書と異なる内容の約定を行っ
		ていた。
神奈川県立歴史博物	令和6年9月	(不適切事項)
館	18日(令和6	予算の執行において、所属する研究者か

	年2月6日職	ら令和5年度に譲渡されたとする科学研究
	員調査)	費補助金及び学術研究助成基金助成金の間
		接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直
		接経費に関して生じた利子74円について、
		地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入
		すべきところ、これを行わず、令和4年度
		からの間接経費等の繰越分など648,143円と
		合わせて計2,658,217円について、市中銀行
		に開設した預金口座で別途に経理してい
		た。〔特記前出〕
神奈川県立生命の	令和6年2月	(不適切事項)
星・地球博物館	8日及び同年	予算の執行において、所属する研究者か
	9月18日(令	ら令和5年度に譲渡されたとする科学研究
	和5年12月14	費補助金及び学術研究助成基金助成金の間
	日及び同月15	接経費5,205,000円及びこれら補助金等の直
	日職員調査)	接経費に関して生じた利子144円について、
		地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入
		すべきところ、これを行わず、令和4年度
		からの間接経費等の繰越分など3,746,621円
		と合わせて計8,951,765円について、市中銀
		行に開設した預金口座で別途に経理してい
		た。〔特記前出〕
神奈川県立横浜緑ケ	令和6年9月	(不適切事項)
丘高等学校	5日(令和6	契約事務において、令和5年度県立学校
	年4月17日職	人権教育校内研修会講師謝礼金ほか1件
	員調査)	(支払額計42,000円)の履行確認に当た
		り、神奈川県財務規則に基づく検査調書を
		作成していなかったにもかかわらず、この
		場合に同規則により必要とされる履行確認
		に関する記録の作成を行っていなかった。
神奈川県立光陵高等	令和6年5月	(不適切事項)
学校	7日(令和5	支出事務において、清水ケ丘公園体育館
	年12月11日職	使用料ほか4件(支払額計14,534円)につ
	員調査)	いて、予期できた経費であったため、資金
		前渡により支払うべきところ、職員が立て
		替えて支払っていた。〔特記前出〕

神奈川県立横浜氷取	令和6年9月	(不適切事項)
沢高等学校	9日(令和6	歳計外現金事務において、部活動インス
	年4月17日職	トラクター謝礼に係る所得税及び復興特別
	員調査)	所得税1件、4,356円について、法定納期限
		内に納付を行っていなかった。
神奈川県立新羽高等	令和6年9月	(不適切事項)
学校	25日(令和6	契約事務において、令和5年度における
	年4月16日職	部活動インストラクター12名の委嘱に当た
	員調査)	り、部活動インストラクター取扱要綱に反
		し、所要の保険への加入契約を行っていな
		かった。〔特記前出〕
神奈川県立白山高等	令和6年8月	(不適切事項)
学校	20日(令和6	庶務事務において、修学旅行等引率指導
	年4月16日職	業務に係る教員特殊業務手当について、特
	員調査)	殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかっ
		たため、1件、20,400円を支給していなか
		った。
神奈川県立荏田高等	令和6年9月	(不適切事項)
学校	13日(令和6	支出事務において、令和6年1月分の部
	年4月12日職	活動インストラクター謝礼1件、210,400円
	員調査)	について、部活動インストラクター取扱要
		綱に定められた日に支払を行っていなかっ
		た。
神奈川県立川崎北高	令和6年3月	(不適切事項)
等学校 [既報告]	11日(令和6	契約事務において、神奈川県立川崎北高
	年1月18日職	等学校機械警備業務委託契約(契約総
	員調査)	額1,574,532円、契約期間:平成31年4月
		1日から令和6年3月31日まで)の履行確
		認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検
		査調書を作成しなければならない場合に該
		当するにもかかわらず、これを作成してい
		なかった。〔特記前出〕
神奈川県立生田高等	令和6年9月	(不適切事項)
学校	13日(令和6	1 予算の執行において、生徒用ロッカー
	年1月11日職	リース契約ほか2件(契約総額
	員調査)	11,491,200円)の令和元年度から令和4

		年度までの支払額計3,953,400円につい
		て、公費により支出すべきところ、私費
		会計から支出していた。〔特記前出〕
		2 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。
		(1) 物品の購入を含む放送設備更新・改
		修工事契約(契約額2,420,000円)の
		締結に当たり、予定価格が160万円を
		超える財産の買入れであることから競
		争入札により契約者を決定すべきとこ
		ろ、予定価格250万円以下の工事又は
		製造の請負として見積合せを行い随意
		契約を締結していた。また、平成20年
		3月28日付け会計局総務課長通知に反
		し、予定価格が160万円を超える随意
		契約であったにもかかわらず、契約結
		果を公表していなかった。
		(2) 私費会計により調達していた生徒用
		ロッカーの買取契約3件(契約額計
		7,776,300円) について、平成20年3
		月28日付け会計局総務課長通知に反
		し、予定価格が160万円を超える随意
		契約であったにもかかわらず、契約結
		果を公表していなかった。
神奈川県立相模原高	令和6年9月	(不適切事項)
等学校	9日(令和6	契約事務において、次のとおり誤りがあ
	年4月22日職	った。
	員調査)	1 スクールロッカーの購入契約ほか3件
		(契約額計20,912,320円) の履行確認に
		当たり、神奈川県財務規則に基づき検査
		調書を作成しなければならない場合に該
		当するにもかかわらず、これを作成して
		いなかった。〔特記前出〕
		2 スクールロッカーの購入契約ほか3件
		(契約額計20,912,320円) について、契
		約書に契約締結日の記載がなかった。

〔特記前出〕3 物品運搬代1件、499,400円に会計局長通知に基づき、発注書べきところ、これを作成していた。4 Wi一Fiアンテナ用LAN	を作成す
会計局長通知に基づき、発注書べきところ、これを作成していた。	を作成す
べきところ、これを作成していた。	
た。	いたかっ
	1 1 1 1 1
4 Wi一Fiアンテナ用LAN	
	ケーブル
修繕代1件、11,000円について	、緊急時
等の対応として起案用紙等を用	いて予め
方針を伺った上で発注すべきと	ころ、こ
れを行わずに発注していた。	
5 格技場エアコン設置代ほか192	件(支払
額計22,983,522円)の履行確認	忍に当た
り、神奈川県財務規則に基づく	検査調書
を作成していなかったにもかか	わらず、
この場合に同規則により必要と	される履
行確認に関する記録の作成を行	っていな
かった。〔特記前出〕	
神奈川県立相模原弥 令和6年8月 (不適切事項)	
栄高等学校 27日(令和6 1 予算の執行において、防犯カ	メラ増設
年5月16日職 工事代1件、396,000円の執行に	当たり、
員調査) 防犯カメラの購入に要する経費	(110, 000
円)については「(節)備品購	入費」と
すべきところ、設置費と併せ、	て全額を
「(節)需用費」で執行していた。	
2 契約事務において、物品の購	入を含む
防犯カメラ増設工事契約(予	予定価格
429,000円)の締結に当たり、神	奈川県財
務規則運用通知に定める見積合	せを省略
できる要件に該当しないにも	かかわら
ず、一者随意契約を行っていた	。〔特記
前出〕	
3 財産管理事務において、令和	4年度及
び令和5年度に実施した、サッ	カーグラ
ウンド照明改修工事ほか4件(契約額計
4,268,000円)について、固定資	産取扱要
領第3条第30号に規定される資	本的支出

		を行ったときに必要な工作物台帳価格の
		再算定及び神奈川県県有財産規則第47条
		の規定に基づく財産台帳の補正を行って
		いなかったため、工作物台帳価格が
		4,269,000円過小であった。 〔特記前出〕
		4 物品管理事務において、購入により取
		得した防犯カメラ(価格110,000円)につ
		いて、出納の通知や備品台帳への記録な
		ど神奈川県財務規則に定める物品の管理
		に係る手続を行っていなかった。〔特記
		前出〕
神奈川県立神奈川総	令和6年7月	(不適切事項)
合産業高等学校	1日(令和6	契約事務において、校内害虫駆除業務代
	年5月16日職	ほか1件(支払額計196,350円)の履行確認
	員調査)	に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査
		調書を作成していなかったにもかかわら
		ず、この場合に同規則により必要とされる
		履行確認に関する記録の作成を行っていな
		かった。
神奈川県立上鶴間高	令和6年9月	(不適切事項)
等学校	6日(令和6	財産管理事務において、自動販売機等の
	年4月15日職	設置に係る教育財産の使用許可1件につい
	員調査)	て、使用料の算定を誤って許可し、これを
	>¬\H'¬1	て、使用杯の昇足を映って計りし、こ40を
		修正するための変更許可が3月を超えて遅
神奈川県立横須賀高		修正するための変更許可が3月を超えて遅 延していた上、許可日を遡っていた。
神奈川県立横須賀高等学校		修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項)
	令和6年7月	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から
	令和6年7月 2日(令和6	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から
	令和6年7月 2日(令和6 年4月26日職	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から 横須賀高等学校本館(A棟)に設置してい
	令和6年7月 2日(令和6 年4月26日職	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から横須賀高等学校本館(A棟)に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であ
	令和6年7月 2日(令和6 年4月26日職	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から横須賀高等学校本館(A棟)に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器(水銀灯)用安定器2台につい
	令和6年7月 2日(令和6 年4月26日職	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から横須賀高等学校本館(A棟)に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器(水銀灯)用安定器2台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
	令和6年7月 2日(令和6 年4月26日職	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から横須賀高等学校本館(A棟)に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器(水銀灯)用安定器2台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管
	令和6年7月 2日(令和6 年4月26日職	修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。 (不適切事項) 事務事業の執行において、昭和34年から横須賀高等学校本館(A棟)に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器(水銀灯)用安定器2台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかっ

加大 田国 - 法决约 坐	△チョュc左o□	(天)茶河市五)
神奈川県立海洋科学	, , , ,	
高等学校	5日(令和6	2 47 4 424 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	年4月26日職	
	員調査)	2,402,000円)の履行確認に当たり、神奈川
		県財務規則に基づき検査調書を作成しなけ
		ればならない場合に該当するにもかかわら
		ず、これを作成していなかった。
神奈川県立追浜高等	令和6年7月	(不適切事項)
学校	11日(令和6	予算の執行において、天吊り型スクリー
	年4月26日職	ン設置工事代1件、275,000円の執行に当た
	員調査)	り、「(節)需用費」とすべきところ、
		「(節)工事請負費」で執行していた。
神奈川県立津久井浜	令和6年8月	(不適切事項)
高等学校	2日(令和6	契約事務において、物理室ほか3室の理
	年4月26日職	科実験台修理工事(予定価格計5,717,000
	員調査)	円)について、一括して競争入札により契
		約者を決定すべきところ、物理室(同
		1,221,000円)、化学室 I (同1,712,000
		円)、化学室Ⅱ(同1,584,000円)及び生物
		室(同1,200,000円)に分割し、それぞれ見
		積合せにより随意契約を締結していた。
神奈川県立横須賀南	令和6年6月	(不適切事項)
高等学校	5日 (令和6	契約事務において、体育館屋根側溝内防
	年4月16日職	水改修工事(契約額2,288,000円)の履行確
	員調査)	認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検
		査調書を作成しなければならない場合に該
		当するにもかかわらず、これを作成してい
		なかった。
神奈川県立七里ガ浜	令和6年3月	(不適切事項)
高等学校 [既報告]	18日(令和5	予算の執行において、防災倉庫1基の購
	年12月8日職	入代449,075円の支払に当たり、公費により
	員調査)	支出すべきところ、私費会計から支出して
		いた。
神奈川県立湘南高等	令和6年6月	(不適切事項)
学校	11日(令和6	
		使用許可に伴う使用料及び光熱水費の立替
	, => , => HM	Desiration of the property of

	□ 細 ★ \	1 1 /
	員調査)	収入1件、10,604円について、光熱水費(6,000円)の大糖児1について、光熱水費
		(6,080円) の立替収入については、(目)
		教育立替収入とすべきところ、使用料と併
		せて全額を(目)教育使用料で収入してい
		た。
神奈川県立藤沢清流	令和6年6月	(不適切事項)
高等学校	3日(令和6	収入事務において、教育財産の目的外使
	年4月26日職	用許可に伴う光熱水費の立替収入4件、
	員調査)	61,527円について、調定が3月を超えて遅
		れていた。
神奈川県立鶴嶺高等	令和6年8月	(不適切事項)
学校	15日(令和6	契約事務において、令和5年度予算で執
	年5月7日職	行する鶴嶺高等学校機械警備業務委託契約
	員調査)	(契約総額1,848,000円、契約期間:令和5
		年4月1日から令和10年3月31日まで)及
		びエレベーター保守点検業務委託契約(契
		約額198,000円)について、会計局長通知に
		反し、令和4年度である令和5年3月17日
		及び同月29日に契約を締結していた。
神奈川県立厚木東高	令和6年2月	(不適切事項)
等学校 [既報告]	26日(令和5	1 支出事務において、令和5年10月分の
	年12月1日職	上下水道料金2件、300,049円について、
	員調査)	納期限までに支払を行っていなかった。
		2 財産管理事務において、教育財産の目
		的外使用許可の手続を行わないまま電柱
		に通信線等が共架されているものがあっ
		た。これにより、令和5年度の共架電線
		等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足
		であった。〔特記前出〕
神奈川県立厚木商業	令和6年3月	(不適切事項)
高等学校 [既報告]	28日(令和5	1 財産管理事務において、教育財産の目
	年12月12日職	的外使用許可の手続を行わないまま電柱
	員調査)	に防犯灯3基が共架されているものがあ
		った。〔特記前出〕
		2 物品管理事務において、スクワットラ
		ック1台ほか4点(価格計973,350円)に
		, , , , , , ,

		ついて、不用決定を行わないまま処分し
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	A	ていた。
神奈川県立大和高等		
学校	20日(令和6	契約事務において、生徒用ロッカー購入
	年5月8日職	代ほか1件(支払額計5,456,407円)の履行
	員調査)	確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき
		検査調書を作成しなければならない場合に
		該当するにもかかわらず、これを作成して
		いなかった。
神奈川県立大和南高	令和6年8月	(不適切事項)
等学校	28日(令和6	1 予算の執行において、仮設校舎に設置
	年5月8日職	した自動販売機設置場所貸付契約に係る
	員調査)	貸付料1件、4,695円について、(款)諸
	× (1) 4>	収入(項)雑入(目)雑入(節)教育費
		雑入とすべきところ、(款)財産収入
		(項)財産運用収入(目)財産貸付収入
		(節) 土地建物等貸付収入で収入してい
		た。
		2 支出事務において、令和元年度授業料
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		に係る過誤納還付金1件、29,700円につ
		いて、誤徴収した日から1年を超えて還
		付していた。〔特記前出〕
		3 契約事務において、物品運搬業務委託
		ほか1件(契約額計4,587,000円)の履行
		確認に当たり、神奈川県財務規則に基づ
		き検査調書を作成しなければならない場
		合に該当するにもかかわらず、これを作
		成していなかった。
神奈川県立大和東高	令和6年7月	(不適切事項)
等学校	2日 (令和6	歳計外現金事務において、部活動インス
	年5月8日職	トラクター謝礼に係る所得税及び復興特別
	員調査)	所得税1件、3,983円について、法定納期限
		内に納付を行っていなかった。
神奈川県立大和西高	令和6年6月	(不適切事項)
等学校	24日(令和6	1 支出事務において、県立学校渉外費1
1111	年5月8日職	
	十り月0日戦	一一一一八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八

	員調査)	3月を超えて遅れていた。
		2 契約事務において、校舎床ワックス清
		掃委託契約(契約額499,400円)の締結に
		当たり、神奈川県財務規則運用通知に定
		める見積合せを省略できる要件に該当し
		ないにもかかわらず、一者随意契約を行
		っていた。
神奈川県立中央農業	令和6年7月	(不適切事項)
高等学校	25日(令和6	契約事務において、3棟1階農業実習室
	年5月7日職	ほか2室のエアコン取付工事(予定価格計
	員調査)	2,999,700円) について、一括して競争入札
		により契約者を決定すべきところ、3棟1
		階農業実習室(同999,900円)、2棟2階園
		芸第1実験室(同999,900円)及び2棟1階
		畜産第1実験室(同999,900円)に分割し、
		それぞれ見積合せにより随意契約を締結し
		ていた。
神奈川県立座間高等	令和6年9月	(不適切事項)
学校	2日(令和6	1 契約事務において、グラウンド用防球
	年5月16日職	ゲージ売買契約(契約額1,859,000円)の
	員調査)	履行確認に当たり、神奈川県財務規則に
		基づき検査調書を作成しなければならな
		い場合に該当するにもかかわらず、これ
		を作成していなかった。
		2 財産管理事務において、神奈川県立座
		間高等学校グラウンド照明設備等設置工
		事により新設した照明設備6件(取得価
		額計1,829,418円)及び処分した照明設備
		1件(台帳価格999,000円)について、神
		奈川県県有財産規則第47条の規定に基づ
		く工作物に係る県有財産台帳の補正を行
		っていなかった。〔特記前出〕
		3 事務事業の執行において、令和5年度
		卒業証書の筆耕に係る契約(契約額
		67,804円)について、神奈川県個人情報
		取扱事務委託基準の対象となる契約であ

	T	
		り、同基準に定める個人情報保護の観点
		からの措置が必要と考えられる場合に該
		当することから、契約書等を作成し、同
		基準に準じて受注者に引き渡した個人情
		報の返還など個人情報保護のための措置
		を講じる必要があったにもかかわらず、
		これを作成していなかった。
神奈川県立相模向陽	令和6年4月	(不適切事項)
館高等学校[既報	4日(令和6	1 収入事務において、領収した現金につ
告]	年1月10日職	いて、神奈川県財務規則で定める当日
	員調査)	の最終領収書原符裏面に集計金額を記
		載すべきところ、令和5年8月23日領収
		分については、400円過少に記載してお
		り、令和6年1月5日及び同月9日領収
		分については、集計金額(2件、9,600
		円)を記載していなかった。
		2 契約事務において、「ライフコネクシ
		ョン」授業で係る講師への謝札金1件、121,980
		円について、履行確認が業務実施日か
		ら3月を超えて遅れていた。
神奈川県立綾瀬西高	令和6年6月	(不適切事項)
等学校	19日(令和6	契約事務において、折畳式バスケット装
	年5月8日職	置の購入ほか1件(契約額計7,370,000円)
	員調査)	の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に
		基づき検査調書を作成しなければならない
		場合に該当するにもかかわらず、これを作
		成していなかった。
神奈川県立寒川高等	令和6年3月	(不適切事項)
学校 [既報告]	18日(令和6	収入事務において、令和5年4月分上下
	年1月9日職	水道料金の立替収入1件、1,845円につい
	員調査)	て、収入調定後、速やかに納入通知書を発
		行すべきところ、発行が3月を超えて遅れ
		ていた。
神奈川県立愛川高等	令和6年8月	(不適切事項)
学校	29日(令和6	収入事務において、就学支援金の申請書
		類の保護者からの提出が遅れたことにより

	年5月16日職	就学支援金を充当することができずに収入
	員調査)	未済となった令和元年度の授業料1件、
		29,700円について、その後、文部科学省へ
		過年度に係る実績報告書の訂正を行うこと
		により追加支給を受ける必要があったにも
		かかわらず、令和5年12月まで当該実績報
		告書の訂正を行っておらず、追加支給の手
		続が著しく遅れていた。〔特記前出〕
神奈川県立中原支援	令和6年4月	(不適切事項)
学校	12日及び9月	契約事務において、令和5年度機械警備
	13日(令和6	業務委託(契約額369,600円、契約期間:令
	年3月1日職	和5年4月1日から令和6年3月31日ま
	員調査)	で) について、校舎の耐震補強工事の完了
		時期となる令和5年10月に合わせた契約期
		間とするなどし、その後に新たな契約を開
		始することにより、仮設校舎からの移転に
		伴う機器の撤去及び再設置に係る費用が当
		該契約額に含まれるため不要となるとこ
		ろ、令和5年度末までの契約期間としたこ
		とにより、機器の撤去費用338,800円、再設
		置に係る費用1,496,000円、計1,834,800円
		の支出を要することとなり、不経済な執行
		となっていた。〔特記前出〕
神奈川県立平塚支援	令和6年7月	(不適切事項)
学校	24日(令和6	支出事務において、医療衛生用品購入代
	年5月13日職	2件、156,965円について、政府契約の支払
	員調査)	遅延防止等に関する法律に定められている
		期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立伊勢原支	令和6年7月	(不適切事項)
援学校	24日(令和6	財産管理事務において、南棟和室改修工
	年5月13日職	事 (契約額2,310,000円) について、固定資
	員調査)	産取扱要領第3条第30号に規定される資本
		的支出を行ったときに必要な建物台帳価格
		の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条
		の規定に基づく財産台帳の補正を行ってい
		なかったため、建物台帳価格が2,310,000円

		過小であった。〔特記前出〕
神奈川県立えびな支	令和6年5月	(不適切事項)
援学校	7日(令和6	1 財産管理事務において、共架電線2本
	年3月22日職	に係る教育財産の目的外使用許可につい
	員調査)	て、事業者が許可申請せずに設置してい
		ることを設置から10年以上経過した令和
		5年3月に認識したため、不当利得返還
		請求権に基づく使用許可前の期間に係る
		使用料相当額56,840円のうち15,209円に
		ついて、事業者の消滅時効援用により徴
		収できなかった。
		2 歳計外現金事務において、地域支援事
		業研修会講師謝礼金に係る所得税及び復
		興特別所得税1件、1,327円について、法
		定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立座間支援	令和6年7月	(不適切事項)
学校	2日(令和6	支出事務において、エアコン修理代1
	年5月16日職	件、45,100円について、政府契約の支払遅
	員調査)	延防止等に関する法律に定められている期
		限までに支払を行っていなかった。

セ 公安委員会(11か所、11件)

(ア) 本庁機関(4か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部総務課	令和6年8月	(不適切事項)
	6日(令和6	契約事務において、スキャナーの賃貸借
	年6月14日職	及び保守契約ほか1件(長期継続契約、契
	員調査)	約総額計11,860,200円) について、受託者
		による第三者への再委託に当たり、契約で
		定められた書面による事前の承認を行って
		いなかった。〔特記前出〕
総務部会計課	令和6年8月	(不適切事項)
	6日(令和6	支出事務において、鑑識課において逗葉
	年6月25日職	新道回数通行料を職員が立て替える必要が
	員調査)	生じた際、職員が立て替えることができる
		立替金の限度額の範囲内で支払う必要があ
		ると教示すべきところ、誤って8,400円の回

		米米ナーマ共ニマサナーフトニサーニーマン
		数券を立て替えて購入するよう教示してい
		た。その結果、立替金の限度額を超えて、
		鑑識課職員が支出していた。
総務部施設課	令和6年8月	(不適切事項)
	6日(令和6	契約事務において、金沢警察署幸浦交番
	年6月5日職	ほか5交番整備・維持管理・修繕更新事業
	員調査)	基本契約ほか5件(契約額計702,542,500
		円)について、契約期間の延長に当たり、
		契約書で定める施設整備業務期間の末日で
		ある令和6年3月31日までに変更契約を締
		結していなかった。〔特記前出〕
警務部警務課	令和6年8月	(不適切事項)
	6日(令和6	契約事務において、採用時健康診断及び
	年6月24日職	採用試験時身体検査委託契約(単価契約、
	員調査)	支払額9,962,700円) について、受注者に個
		人情報を扱わせているにもかかわらず、契
		約で定められた重要情報を完全に廃棄又は
		消去した旨の証明書を提出させていなかっ
		た。

(イ) 出先機関(7か所、7件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県旭警察署	令和6年7月	(不適切事項)
	18日(令和6	収入事務において、行政財産の使用許可
	年4月24日職	の失効に伴う使用料1件、9,175円の還付に
	員調査)	ついて、還付手続が用途廃止後3月を超え
		て遅れていた。
神奈川県港南警察署	令和6年5月	(不適切事項)
	24日(令和6	予算の執行において、回転いす等の購入
	年4月19日職	代1件、9,790,000円の執行に当たり、記載
	員調査)	台3点(価格計415,800円)については
		「(節)備品購入費」とすべきところ、
		「(節)需用費」で執行していた。
神奈川県宮前警察署	令和6年6月	(不適切事項)
	19日(令和6	契約事務において、宮前平駅前交番樹木
	年4月17日職	剪定業務委託契約(契約額150,700円)につ

	員調査)	いて、令和4年3月25日付け会計局指導課
	> < H/.4 /	長通知に反し、業務の主たる部分を第三者
		に再委託することを承認していた。
 神奈川県横須賀警察	 会和6年7月	
署	30日(令和6	くて過ぎずる 契約事務において、警察署独身寮に設置
但	, , ,	させている自動販売機の使用に伴う電気料
	員調査)	について、自動販売機設置場所賃貸借契約
	只则且./	(契約総額616,041円、契約期間:令和5年
		4月1日から令和8年3月31日まで) に基
		づき、貸主である警察署長との協議の上、
		借主が支払わなければならないとされてい
		るにもかかわらず、令和5年度分計83,169
		日を借主に負担させていなかった。 [特記]
		前出
神奈川県鎌倉警察署	会和6年4月	7.17 "
「既報告」	23日(令和6	い過労事役 財産管理事務において、支線柱1本及び
	員調査)	て、事業者が許可申請せずに設置している
	只刚且./	ことを設置から10年以上経過した令和5年
		5月に認識したため、不当利得返還請求権
		に基づく使用許可前の期間に係る使用料相
		当額54,098円のうち40,544円について、事
		業者の消滅時効援用により徴収できなかっ
		た。
神奈川県大磯警察署		(不適切事項)
	21日(令和6	財産管理事務において、共架電線3本に係
	年5月9日職	
	員調査)	可申請せずに設置していることを設置から10
	> < H/ -4/	年以上経過した令和5年5月に認識したた
		め、不当利得返還請求権に基づく使用許可前
		の期間に係る使用料相当額114,628円のうち
		50,468円について、事業者の消滅時効援用
		により徴収できなかった。
神奈川県相模原南警	会和6年4日	(不適切事項)
察署「既報告〕	10日(令和5	ジャング 契約事務において、A重油等の購入契約
ANTE LEYLTK II]	10 H ((単価契約、概算総価額1,544,620円)の締
		(平川大小)、「以昇松川(頃1,044,020円) り精

	年12月12日職	結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基
	員調査)	づき契約書を作成しなければならない場合
		であったにもかかわらず、契約書の作成を
		省略していた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (13か所)

(7) 本庁機関(10か所)

知事室、いのち・未来戦略本部室、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策 課、政策部情報公開広聴課、政策部NPO協働推進課、自治振興部市町村課、自 治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、基地対策部基地対策課

(イ) 出先機関(1か所)

神奈川県東京事務所

[以下既報告] (2か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

イ 総務局(17か所)

(ア) 本庁機関(5か所)

デジタル戦略本部室、組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、財政部税制 企画課、財政部税務指導課

(イ) 出先機関(5か所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所、神奈川県給与事務センター

「以下既報告] (7か所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県小田原県税事務所

ウ くらし安全防災局(5か所)

(ア) 本庁機関(4か所)

総務室、防災部危機管理防災課、くらし安全部くらし安全交通課、くらし安全 部消費生活課

(イ) 出先機関(1か所)

神奈川県消防学校

エ 文化スポーツ観光局(5か所)

(7) 本庁機関(3か所)

総務室、文化課、観光課

(イ) 出先機関(1か所)

神奈川県立スポーツセンター

[以下既報告] (1か所)

神奈川県パスポートセンター

オ 環境農政局(11か所)

(7) 本庁機関(4か所)

脱炭素戦略本部室、環境部環境課、農水産部農政課、農水産部農業振興課

(イ) 出先機関(6か所)

神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県東部漁港事務所

[以下既報告] (1か所)

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

カ 福祉子どもみらい局(14か所)

(ア) 本庁機関(8か所)

共生推進本部室、子どもみらい部次世代育成課、子どもみらい部子ども家庭課、 子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課、福祉 部高齢福祉課、福祉部障害サービス課

(イ) 出先機関(4か所)

神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立子ども自立生活支援センター、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県立中井やまゆり園

「以下既報告] (2か所)

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談支援センター

キ 健康医療局(13か所)

(ア) 本庁機関(7か所)

保健医療部医療企画課、保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機・感染症 対策課、保健医療部県立病院課、保健医療部健康増進課、生活衛生部生活衛生課、 生活衛生部薬務課

(イ) 出先機関(2か所)

神奈川県平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所、神奈川県立衛生看護専門学校

「以下既報告] (4か所)

神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県食肉衛生検査所

ク 産業労働局(12か所)

(ア) 本庁機関(3か所)

中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、労働部雇用労政課

(イ) 出先機関(4か所)

神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、

「以下既報告] (5 か所)

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神 奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈 川障害者職業能力開発校

ケ 県土整備局(26か所)

(7) 本庁機関(19か所)

事業管理部県土整備経理課、事業管理部建設業課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通政策課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河港課、河川下水道部砂防課、河川下水道部下水道課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(イ) 出先機関(6か所)

神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告] (1か所)

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター

コ 会計局(2か所)

会計課、調達課

サ 企業庁 (23か所)

(ア) 本庁機関(7か所)

財務部財務課、財務部会計課、水道部経営課、水道部計画課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(イ) 出先機関(4か所)

神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁谷ケ原浄水場、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所

「以下既報告] (12 か所)

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ケ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

シ 議会局(3か所)

経理課、議事課、政策調査課

ス 教育委員会(141か所)

(7) 本庁機関(8か所)

行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課

(イ) 出先機関(116か所)

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県教育委員会教育局県央 教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立鶴見高等学校、 神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜 翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川 県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜南陵高等 学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立商工 高等学校、神奈川県立保土ケ谷高等学校、神奈川県立希望ケ丘高等学校、神奈川 県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工 業高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川 県立港北高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈 川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神 奈川県立新栄高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、 神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学 校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立横浜修 悠館高等学校、神奈川県立横浜瀬谷高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川 県立大師高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神 奈川県立住吉高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、 神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学 校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模原城山 高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立上 溝南高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈 川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立平塚江 南高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県 立鎌倉高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川 県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学 校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原 城北工業高等学校、神奈川県立茅ケ崎北陵高等学校、神奈川県立茅ケ崎西浜高等 学校、神奈川県立逗子葉山高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立

[以下既報告] (17 か所)

神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立市ケ尾高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立平塚農商高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立茅ケ崎高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

セ 人事委員会事務局(2か所)

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

ソ 監査事務局(2か所)

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

タ 労働委員会事務局(1か所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

チ 選挙管理委員会(1か所)

神奈川県選挙管理委員会

ツ 収用委員会事務局(1か所)

神奈川県収用委員会事務局

テ 神奈川海区漁業調整委員会(1か所)

神奈川海区漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会(1か所)

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会(警察本部) (101か所)

(7) 本庁機関(54か所)

総務部広報県民課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警 務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活 安全部人身安全对策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安 全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域 部地域総務課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄 道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜 查第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織 犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組 織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研 究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通搜 查課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通 機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交 通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公 安第三課、警備部外事第一課、警備部外事第二課、警備部警備課、警備部危機管 理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、 川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリ ティ対策本部、神奈川県警察学校

(イ) 出先機関(33か所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県山手警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県 金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県横須賀南警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原

[以下既報告] (14 か所)

神奈川県戸部警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ケ谷警察署、神奈川 県港北警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県川崎臨港警察 署、神奈川県幸警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤 沢警察署、神奈川県茅ケ崎警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署